

新行財政改革プランの取組について

「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

平成20年度の取組報告

2009年7月
川崎市

目 次

総括的事項

- 1 これまでの行財政改革における主な効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成20年度の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

- 1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し
 - (1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築・・・・・・ 5
 - (2) 補助・助成金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 受益と負担の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現
 - (1) 既存計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 効率的な整備・運営手法の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進・・・・・・ 10
 - (4) 既存ストックの有効活用や複合化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

- 1 効率的・効果的な行政体制の確立
 - (1) 政策課題に対応する執行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 簡素で効率的な執行体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 公の施設等の効率的な管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 効率的な行政経営基盤の確立
 - (1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革・・・・ 22
 - (3) 出資法人の効率的な経営とあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (4) 特別会計・企業会計の健全化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進・・・・・・・・・・・・ 27
 - (6) 入札・契約制度改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 区行政改革の総合的な推進
 - (1) 区役所機能の強化と執行体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (2) 便利で快適な区役所サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- 出資法人の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

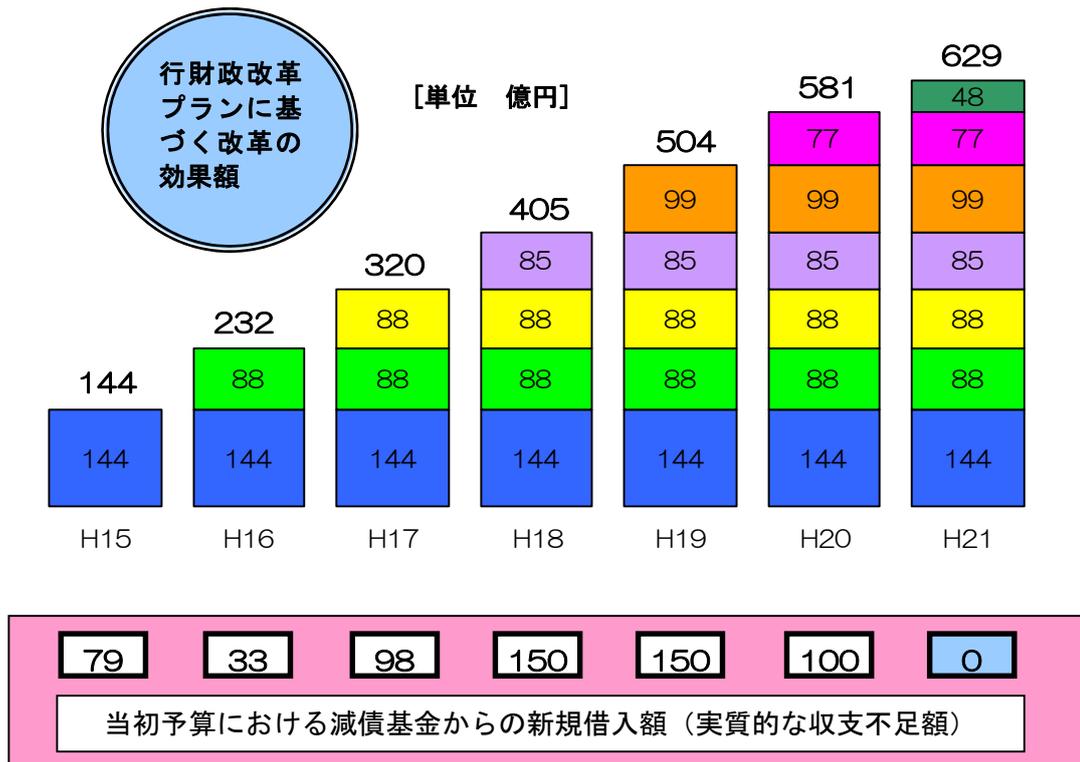
総括的事項

1 これまでの行財政改革における主な効果（7年間／平成14～20年度）

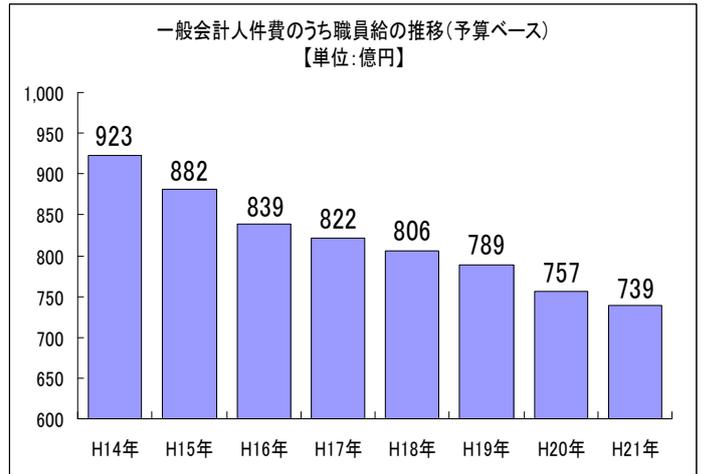
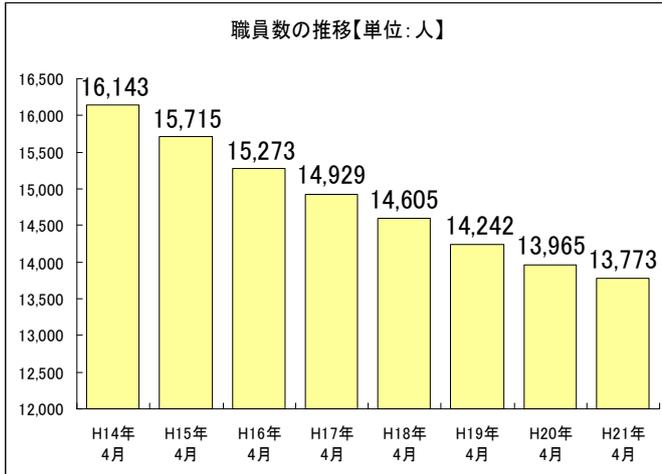
本市では、限られた財源・資源を有効に活用し、公共サービスを将来にわたって提供できる体制を整えるために、市民の皆様の御理解のもと、行財政改革に積極的に取り組んできました。

また、改革の成果を着実に市民サービスに還元するとともに、140万市民が心豊かに安心して暮らせるまち「元気都市かわさき」を目指して、社会経済情勢の変化に対応した施策の充実に努めてきました。

- ①平成21年度予算においては、新たに48億円の効果をあげ、平成14年度～20年度の7年間の取組では629億円の財政効果をあげました。さらに、「平成21年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という第1次行財政改革プラン（平成14年9月策定）からの目標については、この間、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら全庁一丸となって改革に取り組んできた結果、達成することができました。

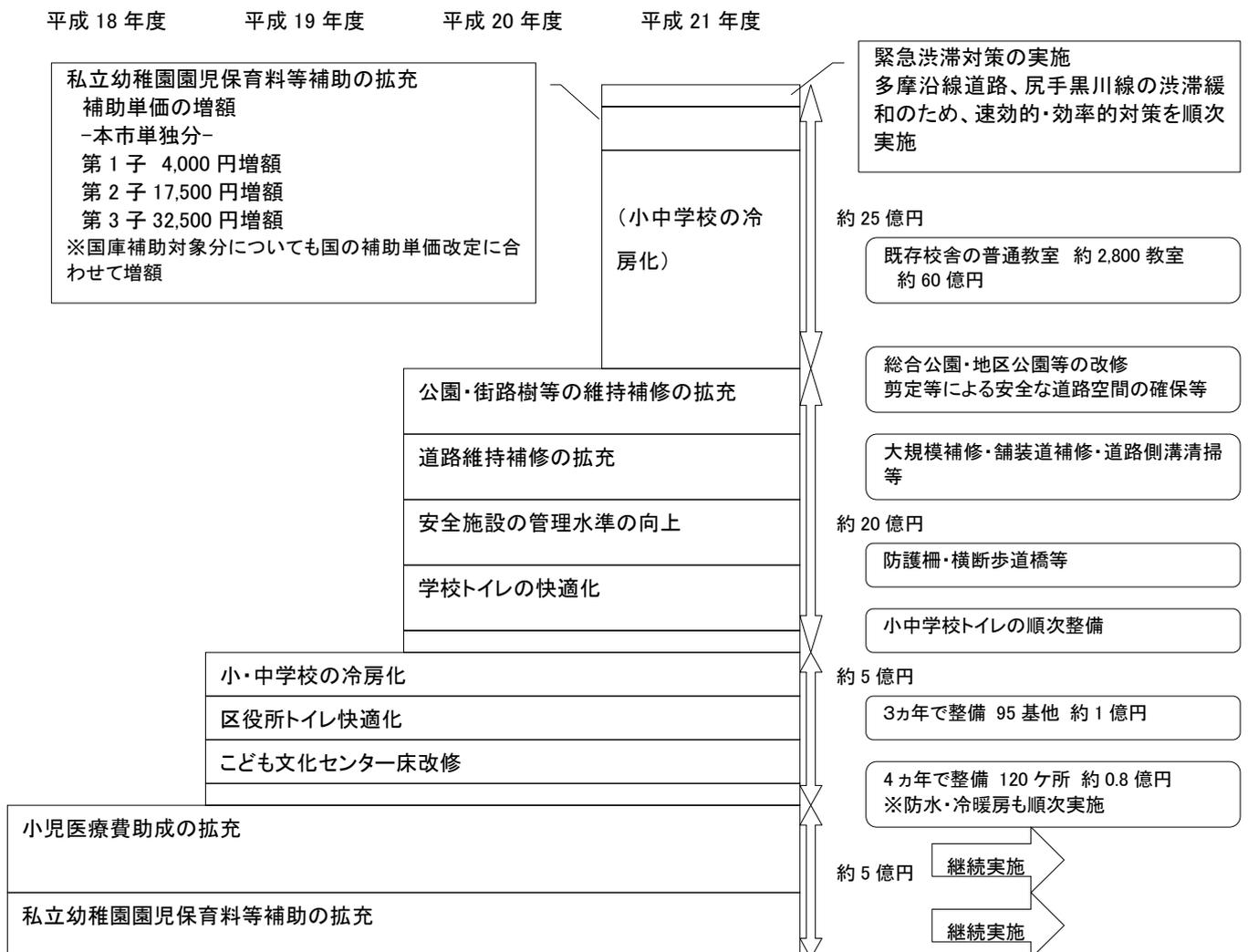


- ②事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成21年4月までの7年間で2,370人の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の縮減に向けた取組を継続して推進しました。



③市では、改革の効果を市民サービスに還元しています。平成20年度には、これまでの小児医療費助成の拡充などに加え、公園施設の改修や道路・公園・街路樹等の管理水準の引き上げなど、平成21年度当初予算においては、私立幼稚園園児保育料等補助をさらに拡充するとともに、幹線道路の緊急渋滞対策に取り組むこととしています。

改革効果の市民サービスへの還元(イメージ)



2 平成20年度の進捗状況について

「新行財政改革プラン」（取組期間：平成20年度～22年度、平成20年3月策定）の初年度である平成20年度における各取組の進捗状況の取りまとめにあたりましては、目標達成に向けた達成状況を、「達成」、「概ね計画どおりに進んでいる」「遅延はあるものの計画期間内の達成は可能」、「進捗しているが計画に対して遅延あり」、「当初計画変更後、計画どおり進捗」、「当初計画変更後、遅延が見込まれる」の6つに区分しました。平成20年度における取組状況は次のとおりです。

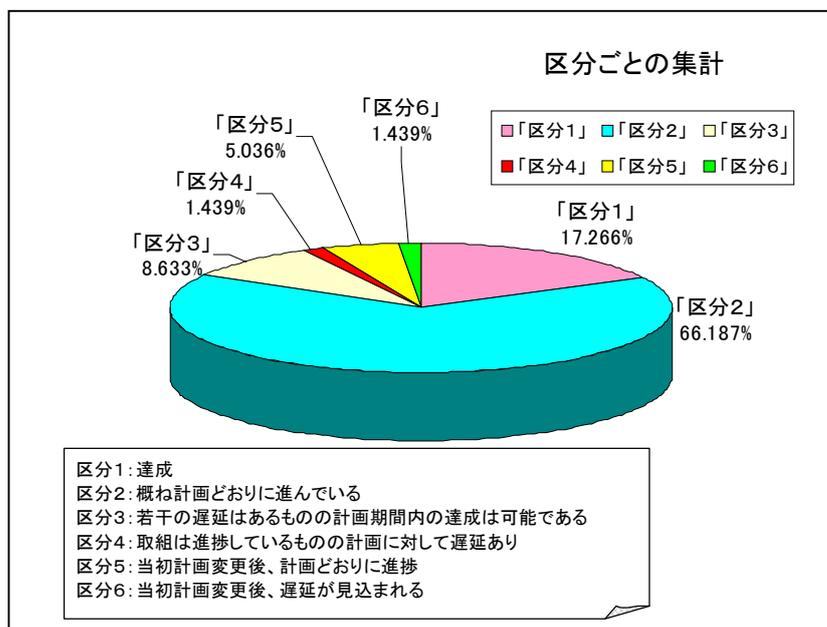
◎進捗状況では、「達成」、「概ね計画どおりに進んでいる」取組があわせて約83パーセント

社会経済環境の急激な変化や行政需要の多様化・高度化に対応するために当初計画を変更せざるを得ない取組事項が5%はあるものの、すべての事業において取組は進んでいます。

また、計画の変更がないものについては、目標を「達成」したものと「概ね計画どおりに進んでいる」ものの割合を合計すると約83%となり、計画初年度としては順調な滑り出しといえます。

なお、計画に対する遅延が見込まれる取組は、公園管理運営協議

会の設置拡大など約1%、当初の計画を変更している改革に取り組んでいるものは、給水装置工事管理システムの開発や保育所の民営化など約6%となっています。



◎体系別の進捗状況

「新行財政改革プラン」では、「効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築」と「多様な政策課題に対応する行政体制の確立」を2つの柱として、行財政改革の推進に取り組んでいます。

体系別進捗状況一覧

◆効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
施策・制度の見直し	20.0%	55.0%	20.0%	0%	5.0%	0%	100%
整備事業の効率的な執行	7.7%	88.5%	3.8%	0%	0%	0%	100%

◆多様な政策課題に対応する行政体制の確立

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
効率的な行政体制の確立	20.0%	62.0%	6.0%	4.0%	8.0%	0%	100%
効率的な行政経営基盤の確立	21.6%	62.2%	10.8%	0%	2.7%	2.7%	100%
区行政改革の総合的な推進	0%	66.6%	0%	0%	16.7%	16.7%	100%

【体系別における区分 1、2（達成及び概ね計画どおりに進んでいる）の割合】

- 市民生活を支える様々な施策・制度の見直し・・・・・・・・・・75.0%
- 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現・・・・96.2%
- 効率的・効果的な行政体制の確立・・・・・・・・・・82.0%
- 効率的な行政経営基盤の確立・・・・・・・・・・83.7%
- 区行政改革の総合的な推進・・・・・・・・・・66.6%

◎出資法人改革の取組

平成20年度の出資法人改革の主な取組として、各出資法人においては、「給与体系の見直し」、「組織体制の効率化の推進」などの取組を行っており、引き続き一層の経営改善に向けた取組を推進してまいります。

本市においては、補助金などの財政的な支援についての見直しを行うとともに、本市から派遣している職員や非常勤の役員など人的な関与のあり方について検証を行い、適切な見直しを行いました。

また、平成20年12月の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、公益法人制度への対応が必要となった21法人については、今後の新法人への移行に向け検討に着手しました。

今後は、公益法人制度改革における新法人への移行に向けた取組及び各出資法人のあり方等について、これまでの経営改善を図るための取組と併せ、出資法人改革の取組を推進してまいります。

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し

(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
21	宿泊紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。	平成20年度に事業廃止	達成	経過措置としての役割を終えたことから、計画どおり平成21年3月末に事業を廃止しました。
21	分別収集品目の拡大	ミックスペーパーの分別収集については、民間委託により平成22年度に全市に拡大します。また、その他プラスチック製容器包装の分別収集については、民間委託により平成22年度にモデル収集を開始します。	平成22年度にミックスペーパー分別収集の民間委託を全市に拡大 平成22年度にプラスチック製容器包装分別収集のモデル収集を民間委託により実施	概ね計画どおりに進んでいる	ミックスペーパーの分別収集については、平成18年度から開始した民間委託によるモデル収集を平成20年度から市内全区の約10万世帯に拡大して行い、平成23年1月からの全市実施に向け検討を進めています。 また、その他プラスチック製容器包装の分別収集拡大については、平成23年1月からの民間委託によるモデル収集実施に向け、効率的な収集・処理体制の整備や収集対象品目の選定等について検討を進めています。
21	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に宿泊事業等廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	達成	当初の計画どおり、平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰り招待事業等を廃止し、老人福祉センターとして平成21年4月から指定管理者制度を導入しました。
21	在宅高齢者介護援助手当の見直し	国の制度改正や利用状況を踏まえ、廃止を含め事業を見直します。	制度の見直し	達成	当初の計画どおり、平成20年度をもって制度を廃止しました。
21	障害者市民交流事業の見直し	障害者保養所「つつじ山荘」の運営などの市民交流事業について、社会環境の変化や利用状況を踏まえ、事業を見直します。	事業の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	行政、施設及び法人で構成する検討会を設置し、廃止も含めて協議しており、それに変わる事業を検討しています。
21	井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している中原区井田地区の障害者福祉施設について、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。	民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	・「陽光ホーム」を整備し、平成21年4月から指定管理者による運営を開始しました。 ・中部地域療育センターについては、平成20年度に基本設計を行い、平成21年度には実施設計及びⅠ期工事着工とともに、指定管理者制度を導入し、平成23年度開設予定です。
22	福祉センターの再編整備	老朽化している川崎区日進町地区の「福祉センター」について、再編整備基本計画を策定し、各施設の運営における民間活用に向けた取組を推進します。	民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に再編整備基本方針を策定しました。平成21年度、再編整備基本計画を策定する中で、各施設の民間を活用した運営形態について検討します。
22	心身障害者手当支給事業の見直し	障害者自立支援法の施行等、社会状況が変化中、県や他都市の動向を踏まえ、平成22年度から支給要件等を見直しを行います。	平成22年度に支給要件等を見直し	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	県と横浜の状況を注視してきましたが、県は重度重複障害のみの支給を決定しており、また、横浜市は平成22年度から全廃としたこともあり、障害者施策推進協議会での協議を踏まえ、市として施策決定していきます。ただし、実施年度が平成23年度となることも視野に入れて調整しています。

22	小児医療費助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療費助成事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業）及び小児ぜん息患者医療費支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。	県の制度改正の動向を踏まえた事業の見直し	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	神奈川県におきましては、小児医療費助成制度は平成20年10月から、ひとり親家庭等医療費助成制度は平成21年1月から一部負担金の導入等の制度改正を行いました。本市においては、対象者の利便性等を考慮し、平成20年度は見直しは行いませんでした。今後については、他都市の動向を注視しながら検討を行ってまいります。平成23年度実施とすることも視野に入れて、引き続き調整を行ってまいります。 重度障害者医療費助成について、県の見直し内容は、一部負担金の導入、65歳以上を対象外及び所得制限の導入としており、本市としての見直し内容を検討しています。心身障害者手当支給事業との兼ね合いもあり、平成23年度実施とすることも視野に入れて調整を行っています。
22	保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。	平成21年度から平成24年度に毎年度5保育所を民営化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	保育緊急5か年計画に基づき、平成21年度の京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥保育園の民営化に向けた取組を推進するとともに、平成22年度の大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原保育園の民営化を決定し、事業者の募集・選定等を行いました。 現在、民営化園の公表や事業者選定の時期の見直し（前倒し）を検討しており、これに伴い当初計画を変更したうえで、民営化を推進する予定です。
22	特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世代支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世代について、応能負担による適正な家賃制度に見直します。	家賃制度の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に法の範囲内で実施可能な「子育て世代支援」の複数案を検討し、平成21年度に実施案の決定及び予算要求の上、平成22年度に実施します。
22	市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、2つの市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備します。 【前段：教育委員会、後段：こども本部】	市立幼稚園を廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備	概ね計画どおりに進んでいる	平成19年度に新規募集を停止し、平成20年度は4歳児と5歳児のみで保育を行っています。平成21年度は5歳児のみの保育となり、平成21年度末の廃園に向け、備品の整備、終園式の準備等を進めています。 平成20年度は、市立新城幼稚園の跡地を活用した幼保連携型の認定こども園を平成22年度に開園するにあたり、設置・運営する法人を公募により決定しました。 この認定こども園は、幼児教育や保育を一体的に提供する中で、研究やノウハウを蓄積し、その成果を市に提供する本市のモデル園として位置付けています。 また、市立生田幼稚園の跡地については、児童相談所として平成23年度開設予定のため、平成21年度においては、基本・実施設計、現況測量、地質調査、家屋事前調査を行います。
22	学校の適正規模・適正配置の推進	小規模化及び過大規模化している小中学校については、近隣校との統合、通学区域の変更、学校の新設等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。 平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合 平成20年度以降 桜本小・東桜本小の適正規模化の推進 平成23年度以降 子母口小学校の分離新設校の着工	小中学校の適正規模化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年4月に白山中・王禅寺中を、平成21年4月に白山小・王禅寺小を統合し、教育環境の整備を進めました。 桜本小・東桜本小の適正規模化については、両校を平成22年4月に統合する方針を決定し、統合準備委員会において、統合校の校名、施設基本構想や通学路の安全対策等の検討を行いました。 子母口小学校の分離新設校の早期開設に向け、関係機関、関係局との協議を行いました。 児童急増地区について、良好な教育環境の確保を図るため、調査分析を行い、今後の取組みについて検討を行いました。

22	市立高等学校の再編整備	本市における中等教育の多様化を図るため、中高一貫教育を導入する取組を進めるとともに、定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズに対応した教育内容の充実を図るため、二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組を進めます。	中高一貫教育導入の取組の推進 二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	中高一貫教育校については、平成26年度開校を目指し、川崎高校改築基本構想策定業者の公募型プロポーザルによる選定作業を7月までに実施します。その後、基本構想検討委員会を設置し、平成21年度末までに基本構想を策定します。 二部制定時制課程開設検討会議については、商業高校普通科が年次移管となることにより構成員を変更し、平成21年度、基本構想に係わる課題を中心に検討します。また、定時制課程改編については、商業高校商業科を総合科学高校へ一斉移管することにより、商業高校・総合科学高校教育課程等調整会議を新たに設置し、円滑な移管に向け協議を重ねます。その他、総合科学高校学科改編検討会議、商業高校業務移管検討会議、橘高校教育課程改編検討会議も平成26年度を念頭に諸課題の解決に取り組めます。
----	-------------	--	--	---------------	--

(2)補助・助成金の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
23	私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。	補助・助成金見直し方針に沿った見直し	概ね計画どおりに進んでいる	学校の教材購入に対する補助等については、平成20年度に5～10%の削減を図りました。 今後につきましては、補助・助成金見直し方針で示されている、補助の上限を50%までとする方針に従い、平成21年度は、補助の上限を75%までとするよう段階的な見直しを図ります。
23	児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。	平成21年度職員給食指導費の廃止	達成	児童福祉施設に対して支出している給食指導費については、段階的な削減を行ってきましたが、平成20年度をもって廃止しました。
23	幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に市立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受入れや預かり保育支援の充実を図られるよう、補助体系を再構築します。	補助体系の再構築	概ね計画どおりに進んでいる	今年度は、私立幼稚園に対する補助について、補助体系を再構築する中で、在園児の健康保持促進を図るため、健康診断にかかる経費の一部を園に対して補助する事業を新設しました。また、昨年度に引き続き国や県の補助対象とならない障害がある幼児を受け入れている園への補助をさらに拡充し、幼稚園教育の振興に努めています。

(3)受益と負担の適正化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
24	保育料等の受益者負担の見直し	保育料をはじめとした保育サービスに伴う受益者負担について、認可外保育所の保育料や他都市の状況などを踏まえ、見直しを行います。	保育料等の見直し	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	平成20年度は、他の政令指定都市における認可保育所保育料の状況について調査を行いました。 平成21年度は、国の方針を受け、第3子以降の保育料の負担軽減を行います。なお、受益者負担の公平性を担保するためにも、適切な収納対策を継続します。
24	自転車等駐車場使用料金の見直し	駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味し、受益者負担の適正化及び利用者ニーズや利便性を考慮した料金体系に見直します。	料金体系の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	学識者を座長とする「自転車等駐車場利用者の適正な負担のあり方検討会議」において、4つの基本方針を設定し、このうち「基本方針①適正なコスト範囲の設定」と「基本方針②料金の弾力的な運用」の基本的な内容について中間取りまとめを行いました。今後の検討会議において残る基本方針③④についての検討と具体的な料金体系についての検討を行い、平成21年度中に条例改正素案を策定し、平成22年度中に条例改正を予定しています。
24	定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。	自己負担額の見直し	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	平成20年度・平成21年度においては、一食単価及び自己負担額ともに据え置きましたが、平成21年度中に夜間給食のあり方も含め一食単価の改定及び自己負担額の見直しについて方向性を定めます。

2 都市基盤・施策整備事業の効率的な執行と効果の発現

(1) 既存計画の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
26	地球温暖化対策の充実	地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、市民、事業者、学校、行政の各主体の取組を一層推進するとともに、環境と経済の好循環を推進する「CO2削減川崎モデル」を構築し、本市が世界全体の温室効果ガス排出量削減に貢献する取組を進めるため、平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」を改定します。	平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」の改定	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年4月の「地球温暖化対策地域推進計画」の改定に向け、環境審議会温暖化対策特別部会で審議を重ねています。また、学識経験者等の専門家を含む検討委員会で検討を重ね、平成20年度にCO2削減川崎モデルを構築しました。
26	環境基本計画の見直し	社会経済動向や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境と経済の好循環を推進する本市発の地球温暖化対策など地球環境への配慮や環境技術による国際貢献等も取り入れながら、持続可能な市民都市かわさきを実現するため、平成22年度までに本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である「環境基本計画」を改定します。	平成22年度までに「環境基本計画」を改定	概ね計画どおりに進んでいる	「環境基本計画」の改定について、平成20年10月に環境審議会に諮問し、平成20年度末までに、同審議会総合政策部会において3回の審議を行ったほか、政策調整会議、環境調整会議等により庁内調整を行いました。今後、平成21年度中に環境審議会から答申を得た上でパブリックコメントを実施し、平成22年度中に「環境基本計画」の改定・公表します。
26	都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。	既存の都市計画決定の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年3月に見直し候補路線のうち廃止候補とした2路線（二子千年線、長尾宮崎線）について、関係権利者及び地域住民を対象とした地元説明会を開催し、都市計画変更に向けた地元調整を行いました。平成21年度は引き続き、廃止候補2路線（小杉木月線、元住吉線）について関係権利者や地域住民、関係機関との協議、調整を進め、平成22年度の都市計画変更を目指します。
26	下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施します。	計画的な施設更新の実施	概ね計画どおりに進んでいる	施設、設備の予防保全的な管理を含めた長寿命化対策について検討するとともに、高度処理、合流改善、地震対策等について、更新時期を考慮した基本計画の策定に取り組みました。また、計画的な施設更新として、入江崎新西系高度処理施設の建設事業を進めました。
26	道路整備プログラムの見直し	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路を取り巻く社会環境を踏まえながら、適切に道路整備プログラムを見直します。また、計画の達成度や検証結果を市民にわかりやすく公表します。	道路整備プログラムの見直し	概ね計画どおりに進んでいる	人口や経済動向、国における全国的な方針等を参考にしながら、市内幹線道路における車種構成や移動目的などの交通特性について調査・分析を行いました。現在は、これらの交通特性を踏まえながら、道路整備の基本的な考え方を整理し、道路整備プログラムの見直しに着手しています。

(2) 効率的な整備・運営手法の導入

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
27	公共施設へのESCO事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設の省エネルギー改修工事を行い、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設の光熱水費を削減するESCO事業については、宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の2施設において、平成20年度に改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始します。	平成20年度宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始	達成	省エネルギー改修工事を3月に完了し、省エネルギー化の効果測定を実施しています。
27	ミックスペーパー・その他プラ資源化処理施設の建設	分別収集したミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の選別、圧縮梱包を行う資源化処理施設については、平成22年度中に合築により整備を行うとともに、建設後は、民間委託により効率的な管理運営を行います。	平成22年度資源化処理施設整備と民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年1月からの分別収集品目の拡大にあわせ、平成22年12月までに施設の建設工事を完成させます。 工事着手は平成21年度の12月を予定しており、契約に向け設計書の作成作業を進めているところで、建築工事とプラント工事は分離発注とし、プラント工事については9月契約に向け契約手続きを進めています。
27	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、効率的な整備を行うため、平成20年度にPFI導入可能性調査を行い、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。	平成20年度PFI導入可能性調査と具体的な検討の実施	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度にPFI可能性導入調査を行いました。 今後は、この結果について精査検討した上で、平成21年度に最適な事業手法の導入を決定します。
27	川崎駅東口地区自転車駐車場の効率的な整備・運営	川崎駅周辺総合整備事業における京浜急行線高架下自転車駐輪場の移設を機会に、川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充を進めるとともに、民間活用による効率的な整備・運営を図ります。	川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充 民間活用による効率的な駐輪場の整備・運営	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	川崎駅東口駅前広場再編整備で撤去する既存自転車駐輪場（約500台）の代替えとして、(仮称)ルフロン公園駐輪場を整備します。この駐輪場は、単なる代替えとしてだけでなく、将来的に不足する恐れのある駐輪場需要を考慮し、約1000台を確保することとします。整備・運営は、(財)自転車駐輪場整備センターで工事をH21完成予定としています。
27	小学校普通教室の冷房化の推進	小学校普通教室の冷房化については、効率的かつ効果的に実施するため、PFI手法を活用して平成21年度に整備を行います。	平成21年度PFI活用による小学校普通教室の冷房化	概ね計画どおりに進んでいる	総合評価一般競争入札により平成20年12月にPFI事業者グループを選定し、同グループによって設立された特別目的会社・(株)SPC川崎モデルと平成21年3月に本契約を締結しました。 平成21年4月から5月にかけて、モデル校9校で冷房設備の設置工事を先行して実施しました。引き続き残り81校の工事を行い、平成21年8月下旬までに小学校・聾学校90校の普通教室の冷房化を完了する予定です。
27	(仮称)多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西管公園のスポーツ施設と一体で管理します。	PFI手法による整備と隣接する西管公園のスポーツ施設との一体管理の実施	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度は総合評価一般競争入札によりPFI事業者グループを選定し、同グループによって設立された特別目的会社・(株)多摩オールフラッツと事業契約を締結し、同社を指定管理者に指名して調査・基本設計・実施設計を行いました。 平成21年度は4月に建築計画等に関する住民説明会を開催し、今後、確認申請を経て7月から着工する予定です。引き続き、関係機関との連絡調整、PFI事業者に対する事業モニタリングを実施し計画どおり工事を進めます。 (平成22年12月開館予定)

(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
28	公園の維持管理水準の向上による長寿命化の推進	街区公園及び総合公園など大規模公園の公園施設を計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進します。 また、安全で快適な公園空間を創出するため、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行	大規模公園の計画的な改修・更新による長寿命化の推進 樹木の選定回数の増加	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進すると同時に、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。
28	街路樹の適正管理による安全な道路空間の維持	街路樹の剪定期間を概ね2～3年とし、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持します。また、街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。	街路樹の点検・診断の実施 危険な樹木の撤去・更新の実施	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持すると同時に街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。なお、平成20年度は川崎区の皐橋水江町線において樹木更新を実施しました。
28	公共建築物の長寿命化対策	施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行いつつ段階的に長寿命化対策を実施します。	「中長期保全計画」の策定	概ね計画どおりに進んでいる	長寿命化対象施設の劣化調査を平成19～22年度にかけて調査し、施設データの整備を図る。H19年度に劣化調査を完了した施設に対しては、中長期保全計画を作成するとともに、大規模施設について修繕・保全計画の検討を行いました。平成22年度までに、データ整備、中長期保全計画を策定し、「公共建築物維持保全業務に関する推進会議」等により庁内調整を行い、順次計画に併せた修繕を施し、長寿命化の推進を図ります。
28	河川維持補修における長寿命化の推進	護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効率的・効果的な補修工法を検討したうえで、平成21年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。	平成21年度までに補修計画を策定	概ね計画どおりに進んでいる	護岸や河床等の現状を把握するために詳細な調査を実施し、補修箇所等の確認を行いました。その結果をもとに、平成21年度に効率的・効果的な補修工法等の詳細な検討を行い、維持補修計画を策定します。
28	橋りょう整備における長寿命化の推進	安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。	平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度の「長寿命化修繕計画」策定に向け、橋梁の補修履歴を明確化するために、橋梁台帳のデータベース化を行いました。
28	下水道施設の長寿命化の推進	市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による下水道施設の延命化に重点を置きます。	地震対策と長寿命化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	国土交通省の下水道事業の長寿命化についての手引きに基づき、平成20年度についてはポンプ場設備の長寿命化対策について検討を行いました。また、地震対策等についても汚泥圧送管の耐震化を図るとともに、下水道施設の耐震診断、耐震補強設計を実施しました。
28	適切な道路維持補修の推進	安全性や緊急性に配慮した効率的・効果的な維持補修を行うことにより、道路施設の適切な維持管理を推進します。	道路施設の適切な維持管理の推進	概ね計画どおりに進んでいる	生活道路を中心に道路損傷調書を各区ごとに作成し、補修箇所を数値化し、数値の高い箇所から道路補修を行っています。
28	港湾施設における長寿命化の推進	施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。	維持管理・補修計画の策定	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度港湾局組織整備・職員配置において、港湾施設の適切かつ効果的な維持補修や予防保全の実施による積極的な長寿命化への取組みを推進するため、管理部門と整備部門を統合するとともに、様々な港湾施設の特長性に合わせた維持補修計画を策定し、長寿命化を推進しています。（維持補修計画素案は平成21年度末策定予定。）

(4) 既存ストックの有効活用や複合化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
29	こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の市民活動拠点として活用するとともに、地域の実情に応じた子ども支援を展開するための地域子育て支援センターとしての活用を図ります。	こども文化センターを地域子育て支援センターとして活用を図る。	概ね計画どおりに進んでいる	国が創設した、地域子育て支援拠点事業の児童館を活用した「地域子育て支援センター」を平成20年10月から、こども文化センター7施設において実施しました。 平成21年度は、年度内に新たに9施設（合計16施設）において実施します。
29	わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後6時から7時まで実施します。	「子育て支援・わくわくプラザ事業」の午後6時から7時までの実施	達成	平成20年11月から、わくわくプラザ各区1施設（全市7施設）において、「放課後学習支援事業」を開始しましたが、平成21年度は、10施設に拡充します。 また、保護者が就労等によって午後6時までにお迎えが難しい児童を対象に、午後6時から7時まで子どもの居場所と安全を確保する「子育て支援・わくわくプラザ事業」を、平成20年2月から、わくわくプラザ全114施設において試行実施し、平成20年4月から全115施設において本格実施しましたが、平成21年度も全114施設において継続して実施します。 ※平成20年4月にはるひ野小が新設され全115施設になりましたが、平成21年4月の白山小と王禅寺小の統合で王禅寺中央小となり、全114施設となりました。
29	老人いこいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人いこいの家については、地域における介護予防拠点としての機能を強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。	介護予防普及啓発事業を実施するなど、介護予防拠点としての機能強化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度に指定管理者制度を更新する47か所については、介護予防を老人いこいの家の事業として明確に位置付け、これに資する計画（提案）を重視した選定を行いました。また、「いこい元気広場事業」の継続実施と併せて、介護予防事業を実施し、普及啓発をさらに進めます。
29	消防出張所廃止による土地利用	平成19年度の玉川、宮内出張所の廃止に伴い、その跡地について、一部を消防団器具置場及び防災資機材倉庫として利用し、玉川出張所の残地は売却、宮内出張所の残地については有効活用を図ります。	出張所廃止に伴う玉川出張所の残地売却と宮内出張所の残地の有効活用	概ね計画どおりに進んでいる	宮内出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、平成22年3月までに消防団器具置場を移設する予定であり、残地については、平成21年度中に市民・こども局に管理換えし、平成22年度以降、民設民営の保育園として有効利用します。また、玉川出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、残地については、平成21年度中に売却します。
29	市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。また、生田幼稚園の跡地については、平成23年度に児童相談所を設置します。	新城幼稚園跡地に民設民営方式で認定こども園を設置 生田幼稚園跡地に平成23年度児童相談所を設置	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年4月の認定こども園の開園に向け、設置運営法人や関係各局と調整を図りながら、園舎建設や保育所部分の園児募集基準の作成に着手しています。 また、市立生田幼稚園の跡地については、児童相談所として平成23年度開設予定のため、平成21年度においては、基本・実施設計、現況測量、地質調査、家屋事前調査を行います。
29	聾学校の有効活用	聾学校については、さまざまな障害に対応できる特別支援学校への転換に向けて、現施設を有効活用する取組を進めます。	特別支援学校への転換に向けた取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に、学校関係者や学識経験者、障害のある生徒の保護者、関係団体等を含めた「川崎市特別支援学校再編整備検討委員会」を設置、聾学校の複数の障害種に対応する特別支援学校に向けた転換を検討し、平成21年度中に報告をまとめます。
29	学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大を図ります。また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。	校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大 学校跡地の土地利用について検討を進める。	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に新たに14校・18ヶ所で特別教室等の有効活用に向けた整備を行いました。今後も特別教室等の開放を推進し利用の拡大を図り、平成21年度の開放モデル校の選定等について検討を進めます。 また、学校跡地の利用については、「市立小中学校跡地活用基本方針」に基づき、跡地活用に関する地域協議会で協議・検討を重ね、暫定期間中の地域利用について、地域住民等による地域利用施設開放委員会を組織し、円滑な地域利用調整等を図っています。 白山小学校跡地については、地域に配慮した取り組み等を考慮に入れた選考を行い、学校法人神奈川映像学園による日本映画大学の設置を決定しました。 なお、学校跡地の本格活用後の地域利用について、関係局、地域関係者等と協議・検討を進めます。

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

1 効率的・効果的な行政体制の確立

(1) 政策課題に対応する執行体制の整備

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
34	下水道事業の地方公営企業法全部適用と水道局との統合に向けた検討	市民生活に欠かせないライフライン事業者としての経営基盤を構築するため、地方公営企業法の全部適用への移行を実施し、経営状況に応じた事業選択と、よりコンパクトで確かな経営による責任ある下水道行政を推進します。 また、水道事業及び工業用水道事業を行う水道局の管理・営業部門を活用するとともに、夜間・休日の緊急窓口の一元化を図るなど、双方がライフライン事業者として安全で安心なサービスの提供と向上をめざし、下水道事業と水道事業及び工業用水道事業の執行体制の統合に向けた検討を進めます。	下水道事業の地方公営企業法の全部適用への移行の実施 地方公営企業法の全部適用移行後の下水道事業と水道局との統合	概ね計画どおりに進んでいる	下水道事業については、平成22年度にライフライン事業者として長期的かつ安定的にサービスを提供していくため、より企業性を発揮できる地方公営企業法の全部適用へ移行し、独立採算の徹底による自立した企業運営を目指すとともに、ライフライン事業者として相乗効果が期待される上水道及び工業用水道事業との組織統合を行うことから、平成20年度には、各種プロジェクトによる課題の抽出と検討を進め、システム改修の影響調査を実施しました。平成21年度には組織統合後の事務執行に与える影響を最小限に抑えるため、財務会計等のシステム改修や事務フロー等を策定します。
34	道路、河川、公園緑地等の都市基盤整備の一体的な推進体制の検討	市民の生活を支え、市民に身近な都市施設である道路、河川、水路、公園緑地等の都市基盤整備を一体的に行い、道路や街路の緑化推進をはじめ、河川緑化などの自然の生態系を取り入れた親水整備など、市民の豊かでうるおいのある、より良好な都市環境を形成するため、建設局と環境局緑政部の統合に向けた検討を進めます。	建設局と環境局緑政部の統合	概ね計画どおりに進んでいる	簡素で市民にわかりやすい組織整備を基本的な考えとして、河川、公園緑地や道路の各分野の企画機能を集約し各施策間の連携を図る組織整備に向けて取り組んでおります。また、建設局と環境局における庶務業務などを担う総務部の再編整備のあり方について（仮）上下水道局の設置と調整を図りながら検討を進めています。
34	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築と関連施設の地域における市民の活動等の場としての機能強化に向けた検討を進め、取組期間中の実施をめざします。	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に教育委員会所管のホームタウンスポーツ推進事業等を市民・子ども局に移管し、スポーツ施策をシティセールスの視点から活用するとともに、市民や企業と一体となった街づくりの推進を図りました。 今後さらに魅力あるスポーツの振興に向けて、スポーツ施策を市長部局において総合的に推進していくため、生涯スポーツや競技スポーツに関する事業に加え、ホームタウンスポーツ事業などスポーツ関連事業を一元的に所掌し、シティセールスの視点も踏まえた横断的な連携を図ることができる体制の整備について、平成22年度に向け、市民との協働や市民のスポーツ活動の利便性向上の観点から検討を進めています。

(2)簡素で効率的な執行体制の構築

①効率的な執行体制の構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
35	税務事務の集約化	税制改正や税源移譲等に対応し、歳入の根幹である市税収入を確保すると同時に、職員のスキルアップと納税者への説明責任能力の向上を図るため、より効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、（仮称）市税事務所の設置にかかる取組を進めます。	（仮）市税事務所の設置に係る取組の推進	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	（仮称）市税事務所整備方針に基づき、組織体制の素案の作成、中部事務所の敷地整備の設計委託を行うなどの取組みを進めました。 今後は、具体的な事務執行体制の検討・調整などを行い、平成23年度中に市税事務所を開設する予定です。 なお、南部事務所の設置場所は、川崎区役所庁舎の活用について、区内各課の配置見直しを含めた再検討を進めています。
35	消費者行政センターと計量検査所の再編整備	消費生活の安定と向上に向けた取組を一体的に推進するために、平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編整備を実施します。	平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編整備の実施	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	国は消費者が主役となる国民本位の行政に大きく転換するため、平成20年6月に閣議決定した消費者行政推進基本計画に基づき、消費者行政を統一的、一元的に推進するため消費者庁設置に向け大きく動き出しました。また、国は地方が設置する消費生活センターを相談窓口とし、内閣総理大臣を中心に、国地方が連携した一体的な消費者施策を実施することとしています。このような消費者庁設置を含めた国の動きや産業振興の視点の中での計量検査所のあり方などを勘案し、より望ましい再編整備に向けた検討を進めてまいります。
35	市境界業務と土地境界査定業務の統合	類似性の高い業務の効率性を高めるため、平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合を図ります。	平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合	達成	住居表示課の所管する市境界業務を平成21年4月に建設局管理課に移管し、市境界業務と土地境界査定業務との統合を図りました。
35	街区表示板等維持管理業務の建設センターへの移管	市民要望に対する機動性を確保する観点から街区表示板等の維持管理業務を、平成21年度内に各区建設センターへ移管します。	平成21年度内に街区表示板等の維持管理業務を区役所建設センターに移管	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	維持管理業務にとどまらず、住居表示業務の移管を検討することとし、今後、関係者間において検討を進め早期の移管を目指します。
36	検査管理業務の一元化	平成21年度に工事検査部門を一元化し、公共工事の透明性・公平性の向上を図るとともに共有化できる単価表や歩掛についても一元化を進めます。	平成21年度に工事検査部門の一元化 共有化できる単価表や歩掛の一元化	概ね計画どおりに進んでいる	工事検査部門を財政局に集約し、工事部門と切り離しました。

②IT技術の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
36	システム全体の最適化の推進	「システム全体最適化計画」に基づき、システムのオープン化、機器の統合、集中管理化などを進め、機能的、効率的かつ安全な形態にシステムを再編成することにより、システムに係る経費の適正化を図ります。	システムの再編成による経費の適正化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度は、①国保システムのオープン化に伴う汎用機の機器スペックダウン及びプリンタの削減②システム連携基盤の活用拡大に向けた取組み（図書館総合システム）、③サーバ集中管理化に向けた検討・検証などを実施しました。平成21年度は、①汎用機の利用状況調査、②人事給与システムのオープン化、③サーバ集中管理化に向けた検討・検証及びマシン室の整備、④次期iDCの検討などに取り組んでおります。
36	人事給与事務の効率化	「新人事給与システム」の導入により、システム運用経費の削減を図るとともに、人事給与事務を見直し、効率的な執行体制を構築します。	「新人事給与システム」の導入による経費の削減 人事給与事務の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	システムの構成等を確定する詳細設計作業を行い、平成22年4月の本格稼働に向け、プログラム構築、機器整備作業等を行っています。また、当該システムの稼働にあわせた運用体制についても整理・調整を進めています。
36	戸籍業務の電子化に伴う執行体制の見直し	戸籍電子化による定量効果としての職員削減及び戸籍入出力業務へのオペレーター導入により、効率的な執行体制を構築します。	戸籍電子化による職員削減 戸籍出力業務へのオペレーター導入	達成	平成19年度に戸籍電算化が完了し、15.17人工の職員削減効果が得られました。また、平成19年7月に戸籍事項証明、平成20年1月に平成改製原戸籍、同年3月に除籍及び改製原戸籍（平成改製原戸籍を除く）の証明書出力業務について、オペレーター化を行いました。平成21年度は、戸籍届出の入力業務のオペレーター化等について、関係局区と協議し、検討を行います。
36	国民健康保険業務の効率化	「国保ハイアップシステム」の導入により、複雑化する医療給付事務や増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築します。	「国保ハイアップシステム」の導入	達成	「国保ハイアップシステム」を導入し、国民健康保険事業の複雑化する医療給付事務及び増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築しました。
36	給水装置工事事務処理業務の効率化	給水装置工事手続の進行管理の円滑化を図るため業務を電子化し、事務処理の迅速化によるサービスの向上を図ります。	給水装置工事手続の電子化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	給水装置工事管理システムは、平成24年度に改造稼働を予定している料金オンラインシステムの改造計画に基づき開発する方針を決定しました。平成20年度は、現行業務を調査し当センターの事務処理案を作成しました。平成21年1月と3月に、給水装置工事に関連する指定給水装置工事事業者及び管工事組合との意見交換会を行い、給水装置工事手続の電子化を推進していく上での意見を聴取することができました。また、今回の意見を今後の関係課所との調整を図る予定です。

③非常勤職員の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
36	消費生活相談業務執行体制の見直し	相談情報の処理業務については、専門知識を有する非常勤嘱託員を活用することなどにより、効率的な執行体制を構築します。	相談情報処理業務への非常勤嘱託員の活用	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	市では相談情報の処理業務について、平成19年度に職員3名を減員し、非常勤嘱託員2名とするなど執行体制の効率化を図ってきたところですが、消費者行政を取り巻く環境変化に的確に対応するため、今後の国県等の動向を踏まえながら、より効果的で効率的な執行体制の構築に向けた検討を進めてまいります。
36	戸籍住民基本台帳業務執行体制の見直し	証明発行業務については、順次非常勤化を図ります。	証明発行業務の順次委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度は区民課の証明書発行業務について、各区と連携調整をしながら執行体制を見直し、平成21年度から45人の非常勤を配置しました。平成21年度は、証明発行業務への非常勤配置の影響を検証するとともに、郵送による証明書交付業務のあり方について、関係局区と協議し、検討します。
36	焼却灰運搬業務執行体制の見直し	処理センターの焼却灰運搬業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	焼却灰運搬業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図っていきます。
37	し尿処理・圧送業務執行体制の見直し	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図っていきます。
37	廃棄物中継輸送業務執行体制の見直し	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図っていきます。
37	廃棄物海面埋立業務執行体制の見直し	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図っていきます。
37	福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護受給世帯の増加傾向が継続する中、より効率的・効果的な生活保護業務執行体制を構築します。	効率的・効果的な生活保護業務執行体制の構築	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度は、ケースワーカーの配置基準等のあり方検討会を立ち上げ、より具体的な検討を実施し、平成22年度以降の職員配置計画を策定します。
37	公立保育所職員配置基準の見直し	保育所の効率的な運営を図るため、国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所を参考に見直しを図ります。	公立保育所職員配置基準の見直し	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり計画期間内における目標達成は困難である	今後の保育所の効率的な運営を図るための職員配置基準の見直しなど、執行体制を検討しておりますが、近年、待機児童対策のために定員を上回る児童の受入れを行っていることなどから、計画期間内での目標達成は困難な状況です。
37	水道コーナー執行体制の見直し	各区役所の水道コーナーについては、給水装置完成図の電子化等に伴い非常勤化などを図ります。	水道コーナーの非常勤化	達成	川崎市内全域の給水装置工事完成図の電子化が平成20年度をもって終了しました。また、水道コーナーに必要な機能を精査し、平成21年度職員配置計画において職員3名体制から職員1名及び非常勤嘱託員2名体制としました。
37	市バス公募嘱託乗務員等の活用	乗務員の退職動向等にあわせて、公募嘱託乗務員等の活用を図ります。	公募嘱託乗務員等の活用	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度は公募嘱託乗務員の募集を2回行い、平成21年2月1日付けで5名、平成21年4月1日付けで6名採用しました。平成21年度は4月に募集を行い、6月と9月にも募集を予定しています。 また、公募嘱託乗務員の確保に向けて養成運転手制度の導入を検討しております。

(3)民間部門を担い手とする公共サービスへの転換

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
38	自動車運転業務の見直し	迅速かつ柔軟な機動力の確保が求められる災害時の対応等を踏まえ、直営で確保しておくべき車両台数を検証したうえで、タクシーチケットや委託化等の拡大を図ります。	自動車運転業務の見直しに伴うタクシーチケットや委託化等の拡大	概ね計画どおりに進んでいる	共用車の利用目的・行き先・使用時間等の利用データの集計・分析作業など、効果的・効率的な執行体制構築に向けた現状分析作業を進めました。(取組期間内に検証作業を終え、その結果に基づき順次執行体制見直しを進めていきます。)
38	区役所管理運営の効率化	区役所の電話交換業務については、総合コンタクトセンターに統合します。	区役所電話交換業務の総合コンタクトセンターへの統合	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に幸区と麻生区において、区役所の電話交換業務を総合コンタクトセンターに統合し、業務の効率化を図りました。平成22年度は、宮前区と多摩区、高津区における区役所電話交換業務の総合コンタクトセンターへの統合をめざします。
38	消費者啓発育成業務執行体制の見直し	消費者に係る啓発業務については、委託化を含めた執行体制を見直します。	消費者啓発育成業務執行体制の見直し(委託化含む)	達成	平成21年度から啓発育成業務を可能な限り委託するとともに、執行体制を見直し、職員1名の非常勤化を図りました。
38	勤労者福祉共済業務の委託化	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し執行体制の効率化を図ります。さらに効率的・効果的な運営手法を検討し、会員管理、給付事業などの業務を平成22年度までに委託化します。	平成20年度厚生事業等の委託化 平成22年度までに会員管理、給付事業を委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し、執行体制の効率化を図りました。また、平成21年度には委託事業者の見直しを図り、会員サービスの向上を図ったところです。引き続き効率的・効果的な運営手法を検討し、会員管理、給付事業の受付・審査事務などを平成22年度までに委託化してまいります。
38	競輪場投票業務の委託化	車券の発売・払戻業務等の委託化を進めます。	車券発売・払戻業務等の委託化	達成	平成21年4月から、BS投票所と西2投票所における発売・払戻業務の民間委託化を図りました。
38	廃棄物収集・処理業務の委託化	平成20年度から粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託し、平成21年度は、粗大ごみ及び小物金属の処理業務を委託します。また、小物金属の収集運搬業務の委託化を図ります。	平成20年度粗大ごみ収集運搬業務の委託化 平成21年度粗大ごみ及び小物金属処理業務の委託化 小物金属収集運搬業務の委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度から、粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。平成21年度は、浮島処理センター及び橘処理センターの粗大ごみ及び小物金属の処理業務を民間事業者へ委託しました。平成22年度からの小物金属の収集運搬業務の委託化に向け、予算要求等、具体的な取組を進めています。
38	福祉関係団体事務の見直し	団体と行政の関わり方について、その団体の自主性を強化する観点等から見直します。	福祉関係団体と行政の関わり方を見直し	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成20年度については、将来的に団体の自主性の強化を図るために、事務局として関わり、事業の企画・立案・実施等についてのノウハウを伝えながら、各々の団体に必要な支援を行いました。また、支援の必要性が少ない事務については、行政としての関わりを薄くし、当該団体が独自に事業の見直しを行うなど団体の自立に向けた育成を図りました。 平成21年度については、団体ごとの状況を考慮し、業務内容を精査し、方向性とスケジュールを作成しています。

39	保育園調理業務の委託化	保育園の調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。	保育園調理業務の委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度には5園の調理業務委託を行い、累計で30園での実施となりました。平成22年度についても、引き続き5園の調理業務委託を行う予定です。
39	地域療育センターの整備、運営の民営化の推進	平成22年度に開設を予定している（仮称）西部地域療育センターを、民設民営により整備します。 また、南部地域療育センターは川崎区日進町地区「福祉センター」の、中部地域療育センターは中原区井田地区の障害者福祉施設の再編整備にあわせて民営化の取組を推進するとともに、北部地域療育センターについても運営管理の民間活用を図ります。	平成22年度民設民営による（仮）西部地域療育センターの整備 南部・中部・北部の地域療育センターへの民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	（仮称）西部地域療育センターは、平成20年度中に着工し、平成21年度末の完成・平成22年度開所に向けて民間法人による整備を進めています。 中部地域療育センターは、平成20年度中に指定管理者制度導入の条例改正、新園舎の基本設計を終え、平成21年度は法人公募・選定及び実施設計・建設着工を行い、平成23年度に新園舎に移転し、指定管理者制度を導入します。 南部地域療育センターは、福祉センターの再編に併せて移転、指定管理者制度導入を予定しています。 北部地域療育センターの民営化時期については、平成21年度中に決定する予定です。
39	住宅整備・保全業務の委託化	公営住宅の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公営住宅の設計・工事監理の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	維持・修繕業務については、平成5年度から住宅供給公社へ委託し、平成18年度からは同公社が管理代行しています。改善事業については平成20年度に管理代行の対象外との国の見解が示されましたが、引き続き国との協議を進めます。
39	公共施設・設備保全業務の委託化	公共施設の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公共施設の設計・工事監理の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成19年度に開始した、「まちづくり公社」を活用した委託化の推進については、「川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力に関する協定」により事業執行すると共に、連絡調整会議等を活用し、互いの事務の簡素化や効率化のため、改善提案を図りながら事業を推進しています。しかし、市が期待する業務補完が公社側の執行体制等では厳しい状況であるため、補完する業務内容によって設計事務所を併用するなど、さらなる効率的組織体制の構築に向けて、引き続き事務改善に取り組んでいきます。
39	下水処理施設運転・保守管理業務等の委託化	入江崎総合スラッジセンターは管理監督部門を除く運転・維持管理業務の全てについて、平成20年度から民間委託を実施します。また、水処理センター・ポンプ場についても、順次、委託可能な業務について民間活用を図ります。	平成20年度入江崎総合スラッジセンターの運転・維持管理業務の委託化 順次、水処理センター・ポンプ場への委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に入江崎総合スラッジセンターの管理監督部門を除く運転・維持管理業務の民間委託を実施しました。引き続き水処理センター・ポンプ場の一部について、委託可能な業務の民間活用を図るべく検討を進めています。
39	学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。	学校給食調理業務の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度は、6校を委託化し、平成21年度は3校を委託化しました。平成22年度以降も引き続き、退職動向に合わせて委託化を進めます。

(4) 公の施設等の効率的な管理運営

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
40	農政組織の再編に伴う緑化センターの移管	緑化センター(都市緑化植物園)を平成20年4月に環境局に移管し、緑の普及啓発など都市緑化推進の場として管理運営を行い、平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入します。	平成20年度緑化センターの再配置 平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入	概ね計画どおりに進んでいる	指定管理者制度導入についてのパブリックコメントを平成21年3月～4月に実施し、その後、条例改正等の手続きを行うなど、平成22年度の指定管理者制度導入に向け取り組んでいます。
40	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し(再掲)	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に事業廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	達成	当初の計画どおり、平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰り招待事業等を廃止し、老人福祉センターとして平成21年4月から指定管理者制度を導入しました。
40	特別養護老人ホームの運営	公設の特別養護老人ホーム8施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方についての内部検討委員会を設置し、平成21年度中に、管理運営手法のあり方についての方向性を示すこととしております。
40	恵楽園の運営	平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方についての内部検討委員会を設置し、平成21年度中に、管理運営手法のあり方についての方向性を示すこととしております。
40	介護老人保健施設三田あすみの丘の運営	経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め、民間事業者による運営に変更します。	平成21年度施設譲渡も含め民営化	達成	平成21年4月1日から、施設の譲渡を実施し、民間法人による運営に変更しました。
40	障害者福祉施設の運営	指定管理者制度により運営している障害者福祉施設については、平成22年度まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方についての内部検討委員会を設置し、平成21年度中に、管理運営手法のあり方についての方向性を示すこととしております。
40	保育所の民営化による保育需要への対応(再掲)	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。	平成21年度から毎年度5保育所を民営化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	保育緊急5か年計画に基づき、平成21年度の京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥保育園の民営化に向けた取組を推進するとともに、平成22年度の大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原保育園の民営化を決定し、事業者の募集・選定等を行いました。 現在、民営化園の公表や事業者選定の時期の見直し(前倒し)を検討しており、これに伴い当初計画を変更したうえで、民営化を推進する予定です。
40	生田緑地及び同緑地内博物館等施設の管理運営	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園については、同緑地全体の魅力と価値を高める視点から、効率的かつ効果的な管理運営を図ります。	効率的かつ効果的な管理運営	概ね計画どおりに進んでいる	「生田緑地運営の基本的考え方」に基づき岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園の合同での広報や事業を行うとともに、効果的・効率的な管理運営についての検討を進めました。

(5)協働による課題解決に向けたしくみの構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
41	都市型コミュニティづくりの推進	地域の核となる住民組織活動の活性化と自治意識の高揚を図るため、市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみを構築します。	市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみの構築	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」を設置し、8回開催しました。その中で、川崎市のコミュニティの現状、施策、活動事例、連携の状況、課題について検討し、中間報告書をまとめました。平成21年度は、中間報告の説明と市民の皆さんから御意見をいただくフォーラムの開催を予定しています。また、この中間報告を踏まえつつ更に検討を進めて最終報告書のとりまとめを行い、市民が主体的に地域課題を解決する仕組みを検討します。また平成22年度には最終報告書を受けてガイドラインを作成予定です。
41	区役所における市民提案型事業の検討・実施	協働の拠点である区役所において、市民活動団体等からの提案に基づき、地域課題の解決に向けた協働型事業の検討・実施に取り組みます。	協働型事業の検討・実施	達成	平成21年度から川崎区において市民提案型事業が実施されたことにより、全区において同事業が実施されることとなりました。
41	市民協働による公園等維持管理の推進	市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうため、公園管理運営協議会の設置拡大に向けた取組を進めます。	公園管理運営協議会の設置拡大	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり計画期間内における目標達成は困難である	平成16年から公園管理運営協議会を正式に発足し、発足当初は関心ある団体等積極的に加入してもらい、現在かなり成熟してきていることに加え、少子高齢化や住民の町会離れなどにより、平成20年度末設立数は現在359団体であり計画期間内に600団体という目標達成は困難な状況です。現在は、団体未設置公園の新規設置も考慮した取組を実施しています。
41	地域課題の解決に向けた商店街と地域との連携	子育てや安全・安心など地域の課題解決に向けて、モデル事業を実施し、商店街のコミュニティ機能の充実を図るとともに、商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりを推進します。	モデル事業の実施 商店街のコミュニティ機能の充実 商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりの推進	概ね計画どおりに進んでいる	中原区では、マナーアップキャンペーンや料理教室等のモデル事業を商店街や地域と連携して実施しました。また、中原区役所を事務局に「中原区商店街連合会と連携した地域のまちづくり懇談会（構成：商店街、町内会、町内会婦人部等）」を設置し、事業の企画等を継続的に意見交換を実施する仕組みが機能しています。 宮前区では、エコバック手作り教室、映画上映会等のモデル事業を商店街や地域と連携して実施しました。また、宮前区役所と地域で活躍しているNPO法人が連携し、継続的な事業展開について、意見交換を実施する仕組みづくりを進めています。
41	学校教育施設の地域管理の推進	学校教育施設の管理については、引き続き地域管理を推進するとともに、児童生徒の在校時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策についても取り組めます。	学校教育施設の地域管理の推進 セキュリティ対策への取組	概ね計画どおりに進んでいる	「かわさき教育プラン」第2期実行計画を受けて、学校施設の有効活用と地域管理を推進しました。 平成20年度は、各区2校のモデル校において、特別教室を中心とした、地域管理による市民活動拠点を整備し、地域への施設開放を拡充しました。 また、高津中・久本小・土橋小・生田中・生田小の5校については、引き続き地域の市民団体に管理を委託しています。
41	学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって学校運営に参画するコミュニティ・スクールを各区に設立するとともに、コミュニティ・スクールに指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現に取り組めます。	各区にコミュニティ・スクールを設立	達成	未設置であった4区について平成20年度にコミュニティ・スクールを設置し、第3回コミュニティ・スクール・フォーラムの開催により取組内容を他校へ周知しました。平成21年度には、各校の運営支援を継続しながら、第4回のコミュニティ・スクール・フォーラムを開催するとともに、コミュニティ・スクールのパンフレットを作成予定です。

2 効率的な行政経営基盤の確立

(1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆多様な人材の確保 職員構成に配慮した計画的な採用、面接を重視した人物本位の採用、経験者採用の拡大、任期付任用制度の拡大等を進めます。	計画的な採用 人物本位の採用 経験者採用の拡大 任期付任用制度の拡大	概ね計画どおりに進んでいる	民間企業等職務経験者採用試験に係る受験年齢上限の引き上げや育児休業代替任期付任用の導入など、多様な人材の確保に向けた取組を進めました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆新たな人事評価制度を活用した人材育成 人事評価制度を人材育成を効果的に進めるための主要ツールと位置付け、評価者(管理監督者)のスキルアップ、評価結果の反映拡大などを推進し、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めます。	評価者(管理監督者)のスキルアップ 評価結果の反映拡大 など	概ね計画どおりに進んでいる	評価者(管理監督者)研修の充実、評価結果の昇給反映開始など、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆能力・実績に基づく人材登用、適材適所の人事配置の推進 係長昇任選考対象職種の拡大や特定の事業の推進に向けて職員を募る「庁内公募」などを進めます。	係長昇任選考対象職種の拡大 「庁内公募」の推進	概ね計画どおりに進んでいる	係長昇任選考対象職種の拡大(20年度実施:5職種→10職種)や「庁内公募」の実施など、能力・実績に基づく人材登用、適材適所の人事配置を進めました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆複線型の人事制度の導入に向けた取組 職員自らがキャリアプランを設計できるシステムを構築し、専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討などを進めます。	専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討	概ね計画どおりに進んでいる	専任主幹の導入や専任課長補佐の拡大など、専門性、専任性を重視した人事コースの整備を進めました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆女性人材の育成・活用に向けた取組 女性が管理監督者としても能力を発揮できるよう育成を図りながら、積極的な活用を進めます。	女性人材の育成・活用	概ね計画どおりに進んでいる	・自治大学校第1部・第2部特別課程や市町村アカデミーなどの、女性職員を対象とした研修に職員を派遣し、管理監督者としての能力開発・向上に向けた取組を進めました。 ・個々の職員の能力に応じ、課長補佐や管理職への登用を図りました。 《参考》：女性が占める比率の推移 【20年4月→21年4月】 ・係長級 27.7%→29.1% ・課長補佐 16.8%→17.5% ・課長級 11.3%→11.6%
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆効果的な研修の実施 課長補佐研修・係長昇任前研修など早期の能力開発、個人の意欲や能力に応じた特別研修の充実、局別研修の強化などを進めます。	早期の能力開発 特別研修の実施 局別研修の強化	概ね計画どおりに進んでいる	課長補佐研修・係長昇任前研修の実施などにより早期の能力開発を進めるとともに、コーチング研修の充実や接遇指導者の導入などにより、特別研修の充実、局別研修の強化を図りました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆局別人材育成計画の推進 計画の着実な推進に向けた進行管理、計画の見直しなどを進めます。	局別人材育成計画の進行管理、計画の見直しの実施	概ね計画どおりに進んでいる	各職場における具体的な取組を推進するための新たな仕組みを導入した「第2次局別人材育成計画」を平成21年3月に策定しました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立 研修での取組の充実、懲戒処分等の厳正な運用などを進めます。	研修の充実 懲戒処分等の厳正な運用	概ね計画どおりに進んでいる	研修の充実、処分量定の標準の一部改正など、コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立を進めました。

43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	◆幹部職員とのコミュニケーション環境の醸成・強化 定期的なミーティングの開催など、若手の職員を中心に、幹部職員とのコミュニケーションを活発化させて、職員の市政に対する見識をより高め、幹部職員と市政運営へのビジョンを共有化することにより、職員の意識改革を図ります。	幹部職員とのコミュニケーション環境の醸成・強化	概ね計画どおりに進んでいる	市長・副市長と若手職員の市政運営のビジョンの共有化と風通しの良い組織風土づくりを目指し、自由に意見交換を行うことができる場として、新たにオフサイトミーティングを開催することとしました。市長・3副市長が交代で、平成21年度中に計8回の開催を予定しています。
43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	◆多くの職員が提案し検討に参加するしくみの構築 職員が市政について主体的な意識を持ち、やりがいを感じて業務に取り組むことができるように、職員が考える市政への提案を活発に発表できる場を設け、職員で議論できる制度を構築します。	多くの職員が提案し検討に参加するしくみの構築	概ね計画どおりに進んでいる	職員提案制度について、参加意欲を高めるために、毎年度政策や施策等に即したテーマを設定するとともに、有用な提案をした者については、審査結果に応じて人事評価で加点し、提案の事業化や事業実施への参画が可能となるよう考慮することといたしました。 また、各職場で実践している改善の取組や研究成果について、目に見える形で共有できるよう、それらを発表する場として、「チャレンジかわさき選手権」を新たに創設することとし、平成22年2月に開催を予定しています。
43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	◆職員の提案を共有し市政に反映するしくみの構築 職員が発案した市政への提案を着実に反映するため、庁内における検討・調整機能を強化するとともに、その時点では反映できなくても、後に反映する可能性のある取組は、数年間にわたり庁内で広く情報共有できるしくみを構築します。	職員の提案を共有し市政に反映するしくみの構築	概ね計画どおりに進んでいる	職員提案制度について、公平・公正な審査を担保し、審査の精度を高めるため、二段階審査に改めました。その厳格な審査を経て、具体化したほうが良いとされた提案については、担当する局区室に対して実施に向けた検討を依頼します。 また、原則として、すべての提案をデータ化し、イントラネット上で公表するとともに、有用な提案や具体化したほうが良いとされた提案は、ホームページで外部にも公表するなど、情報共有を推進する仕組みを構築しました。

(2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆給料表再編の検討や構造の見直しなどより職務・職責の内容に見合った給与とするため、給料表の見直しなどの検討を行います。	給料表の見直しなどの検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年度を目途に、国の動向等を踏まえ、給料表の見直しなどに向けた検討を引き続き行います。 ※給料の調整額の段階的引下げ1人当たり月額4,000円の減
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆諸手当の見直し 特殊勤務手当をはじめ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。	諸手当の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	住居手当については、職員団体と協議を行っています。また、特殊勤務手当をはじめとするその他の手当についても、引き続き制度の趣旨に沿った見直しを図ります。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆保険料負担割合の均衡 平成20年度に事業主と被保険者との負担割合について均衡(50対50)を図ります。	平成20年度保険料負担割合の均衡	達成	平成20年度健康保険料の事業主と被保険者との負担割合は、均衡(50対50)を図りました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆福利厚生事業の見直し 職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、民間との均衡、費用対効果等の観点から、公費負担の見直しを図っていきます。また、福利厚生事業として管理運営している施設の廃止や縮小を含めて検討を進めます。	公費負担の見直し 施設の廃止や縮小を含めた検討の実施	概ね計画どおりに進んでいる	職員厚生会が実施する各種事業について、事業者、組合、健保、共済組合等関係者との調整を図りながら、現行事業全体を対象に委託、縮小、移管、廃止等の検討を重ねています。 職員厚生会が職員会館の廃止を決定し、平成21年度に市への返却が予定されています。市ではいさご会館を改修後22年度から庁舎として利用する予定ですが、一部は福利厚生施設として引き続き職員厚生会が利用します。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆健康保険組合と職員共済組合の統合 社会保障制度改革に伴い、共済組合の全国市町村職員連合会への加入や、健康保険組合と職員共済組合の統合に向けた取組について、国との調整を図りながら、着実に進めます。	健康保険組合と職員共済組合の統合	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年12月1日の健保解散、共済組合移行に向けて、制度改正に伴う新たな事務システムの構築と新人事給与システムへの反映、各種事業の見直し、予算対応など移行が円滑に行われるよう検討を進めています。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆安全衛生及び健康管理に関する対策の強化、推進 疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進、強化など職員が健康で能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを進めます。	疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進・強化	概ね計画どおりに進んでいる	特定健診・保健指導の実施によるメタボリックシンドローム該当者や予備群の減少に向けた取組のほか、一次予防に重点を置いたメンタルヘルス対策を強化推進しています。また、リワーク研修センターを本格的に稼働させ、長期療養者の職場復帰、再発防止を念頭に置いた復職支援に取り組んでいます。

(3)出資法人の効率的な経営とあり方

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗状況等
45	目標管理手法の確立と事業の見直し	各出資法人は、客観的数値目標を設定した新たな経営改善計画を策定し、それに沿った取組を進め、新点検評価システムを活用して事業効果や採算性を検証し、さらなる改善を図るといった、PDCAサイクルを確立します。 一方、本市は毎年法人の出した成果を評価し、法人を活用した事業の内容や執行体制の見直しを実施し、公共サービスの質の向上と費用対効果の向上を図ります。 加えて、外部専門家による第三者チェックも実施し、評価の客観性や厳格性を担保します。	新点検評価システムの活用による経営改善の推進	新点検評価システム結果のうち、財務状況、経営状況を表す主要な指標について、外部専門家による第三者チェックを実施しました。その上で、第三者によって、経営状況の優れない5法人をピックアップし、当該法人の決算書等を確認の上、財政状況や今後の方針についての取りまとめを行いました。 平成21年度は、取りまとめられた方針にもとづき経営改善に取り組めます。
45	内部プロセスの最適化への取組	事業執行体制における人や費用バランスの最適化を図り、採算性を向上させるため、法人の経営状況に見合った給与体系への見直しや組織体制のさらなる効率化を進めます。 また、目標の明確化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入について指導を継続します。	内部管理基準等の見直しによる経営改善の推進	各出資法人における経営改善の取組として、給与体系の見直しや人事評価制度の導入について検討を行い、各出資法人がそれぞれ経営改善に向けた取組を行いました。 平成21年度についても引き続き内部管理の基準等の見直しによる経営改善を推進します。
46	新たな公益法人制度改革への対応	公益法人制度改革関連3法の施行により、公益法人は、第三者機関の審査により認められることとなるとともに、非営利法人の新たな枠組みへの対応が必要となるため、平成25年11月までの移行期間中に、改めて法人の公益性を問い直すとともに、事業の検証を行い、法人の位置付けに沿った取組を進めます。	新法人への移行の推進	平成20年12月の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、今後の新法人への移行に向け、各法人が目指す方向性についての検討に着手しました。 出資法人及び出資法人所管部局を対象に公益法人制度の概要と新法人への移行についての基本的な事項に関する研修及び公益認定申請の手続きに関する研修を開催し、制度に関する理解を深めるための取組を行いました。 平成21年度は、新法人の移行を検討する21法人について、方向性を明確化し、新法人の移行に向けた手続きを進めます。
46	財政的・人的関与の見直し	補助金については、原則として3年間で5%の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を進めます。	補助、助成金の見直し派遣職員の引き上げ	出資法人が実施する事業内容について精査を行うとともに、出資法人が担うべき役割を検証し、補助、助成金の見直しを行いました。 公の立場からの人的な支援のあり方についての検討を行い、派遣目的の達成や派遣の必要性が薄れた出資法人から順次、派遣職員の引き上げを実施しました。 平成21年度は、補助、助成金の見直しや派遣職員の更なる引き上げを進めます。
46	本市財政運営との連携や支援のあり方の検討	財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、こうした観点からも、出資法人の経営改善やあり方について検討を進める必要があります。 また、法に定める健全化指標のひとつである「将来負担比率」は、出資法人への債務保証及び損失補償も併せたものとなっていることもあり、公共性や公益性等を考慮して限定的に実施してきた債務保証及び損失補償の設定については、より慎重に対応します。	債務保証及び損失補償への慎重な対応	平成20年度は、債務保証及び損失補償の設定を必要とする法人はありませんでした。 財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、引き続き出資法人の経営改善やあり方について検討を進めます。

46	新点検評価システム結果の公表	出資法人の事業効果や、使用料・税の減免・人件費等のコストまで含めた採算性の評価結果を、毎年度ホームページに公表します。	継続的な情報発信の推進	平成19年度に実施した点検評価システムの結果を本市ホームページで公表しており、今後も継続的に情報発信を行います。
46	法人情報の開示範囲の拡大	これまで「出資法人の現況」に公表してきた法人の財務情報等に加え、給与情報等も公表し、出資法人の透明性を高めます。	開示範囲の拡大の推進	出資法人の経営状況等をホームページで公表するなど、法人情報の開示についての取組を行っており、今後も引き続き情報公開の拡大を進めます。

「新行財政改革プラン」における出資法人改革の共通的な課題につきましては、出資法人ごとに検討の進捗状況が異なること、また、出資法人ごとに取り組むべき個別課題が明示されていることから、その進捗状況につきましては、31ページ以降でお示しいたします。

(4)特別会計・企業会計の健全化の推進

①特別会計の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
54	国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の主旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、市税債権の収納強化を連携して、保険料収納率の向上を図ります。	保険料収納率の向上	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	長寿（後期高齢者）医療制度へ収納率の良い納付者が移行したこと等から、現年度分保険料収納率は前年度を下回る見込みですが、徴収嘱託員業務の滞納債権徴収への特化等により滞納繰越分保険料収納額は前年度に比して増加する見込みです。 平成21年度以降においては、従来から実施している収納対策を継続するほか、平成21年度開設した「国民健康保険料ご案内センター」を活用した初期末納者対策並びに財政局滞納債権対策室及び健康福祉局収納管理課との連携による長期末納者対策を強化することにより、前年度を上回る収納率の達成を図ります。
54	介護老人保健施設事業	介護老人保健施設三田あすみの丘について、経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め民間事業者による運営に変更するとともに、会計の閉鎖を行います。	介護老人施設特別会計の閉鎖	達成	平成21年4月1日付けで民間法人に施設を譲渡し、介護老人保健施設特別会計を閉鎖しました。
54	勤労者福祉事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。平成20年度に厚生事業等の業務を委託し、経費の縮減に努めます。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっており、特別会計の設立の主旨からも、会計の存廃も含めた検討を行います。	平成20年度に厚生事業等の業務委託 会計の存廃も含めた検討	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化していますが、さらなる効率的・効果的な運営手法を図るため、会員管理、給付事業の受付・審査事務などの業務についても、平成22年度に委託化を図ります。また、一般会計からの繰入金の削減に向け、基金を含め財政構造の再構築を検討しています。
55	墓地整備事業	墓地使用料について、前回改定から10年程度経過していることから、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しを検討します。	墓地使用料の見直しの検討	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	墓地使用料について見直しを検討した結果、使用料の積算根拠である地価や設置工事費の上昇が最近において見られず、また、現在整備中の区画については昨年までに募集済みの箇所と同じ仕様であることから既購入者との公平性等の観点から改定を行うことは困難であるため、次期整備時に再検討を行います。
55	生田緑地ゴルフ場事業	収益事業であることから、効率的・効果的な施設整備や事業運営を進めるとともに、ゴルフ場利用者の拡大を図り、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。	一般会計への繰出金の増加	達成	引き続き、効率的な管理運営を進めて、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。

②企業会計(公営企業の経営)の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
55	下水道事業	<p>下水道事業については、専門委員会からの答申を踏まえて策定した、平成22年度までの3年間の「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざします。</p> <p>具体的には、地球温暖化対策、災害対策、省エネルギー対策等の諸課題に対応しながら、主に次の取組を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆入江崎総合スラッジセンター運転・維持管理業務の民間委託化や下水道事務所執行体制の見直し等による職員削減 ◆事業の優先順位付けや重点化、計画的な維持管理による設備の延命化 ◆本来下水道使用料で賄うべき汚水処理経費への補助金削減を含む一般会計からの基準外繰入金金の縮減 ◆企業債未償還残高の減額など 	<p>職員削減 事業の優先順位付けや重点化 設備の延命化 基準外繰入金金の縮減 企業債未償還残高の減額</p>	<p>地方公営企業法の全部適用への移行</p>	<p>「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざしながら、地球温暖化対策、災害対策等の諸課題に対応するとともに、平成22年度地方公営企業法の全部適用へ移行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆入江崎総合スラッジセンター運転・維持管理業務の民間委託化、北部下水道事務所の執行体制の見直し等による職員削減 ◆下水道施設の長寿命化・地震対策とともに高度処理、合流改善、地球温暖化対策への取組みなど、優先順位や費用対効果など考慮した事業実施 ◆事業運営の見直し・効率化等による一般会計からの基準外繰出金の縮減 ◆建設投資の平準化による企業債未償還残高の縮減
56	水道事業及び工業用水道事業	<p>平成18年度に公表した「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来の需要に見合った給水能力へと見直すため、長期水需要予測の結果を踏まえ、給水能力を見直していくとともに、浄水機能の集約化に向けた取組を進めていきます。</p> <p>事業規模の適正化や、委託化を推進することにより、組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化による事業費用の抑制に努め、平成22年度の使用負担の軽減に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、これまで「経営改善計画」を策定し、事業内容の見直し、職員数の削減などについて取組を進めてきましたが、今後も引き続き公社のあり</p>	<p>給水能力の見直し 浄水機能の集約化</p> <p>平成22年度使用者負担の軽減</p> <p>公社のあり方を引き続き検討</p>	<p>概ね計画どおりに進んでいる</p>	<p>「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設整備については、平成20年度において長沢浄水場沈でん池築造工事及び長沢浄水場調整池築造工事に着手し、給水能力の見直しに向けた取組を進めました。</p> <p>サービス推進に関する取組強化や責任体制の明確化を図ることを目的として、平成21年度職員配置計画において組織機構及び執行体制の見直しを進め、職員定数を34人削減し、経営の効率化を図りました。</p> <p>使用者負担の軽減については、川崎市水道事業経営問題協議会からの答申を得て資料を作成し、平成22年度の料金改定に向けた検討を進めました。</p> <p>財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、給水能力の見直しに伴う浄水場の再構築計画やお客サービス向上、また、それに伴う市民にわかりやすい簡素で効率的な執行体制を構築するにあたり、局が直営で実施する必要はないものの公共的団体が実施せざるを得ない公共サービスや民間市場がない事業を精査し、平成22年度以降を目途に検討を進めています。</p>

56	自動車運送事業	<p>平成21年度までの市バス事業の経営健全化計画である「ニュー・ステージプラン」の取組を着実に推進するとともに、これまでに実施した給与水準の見直し、上平間営業所の管理委託などの改善効果の検証・評価等を行います。</p> <p>また、今後の乗車料収益の動向が不透明な中で、バス事業を取り巻く経営環境の変化に対応できる安定かつ自立した経営体制を確立するため、一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しを図りながら、新・経営問題検討会の検討内容を踏まえて、新たな経営健全化計画を平成20年度を目途に策定し、経営改善を推進します。</p>	<p>「ニュー・ステージプラン」の着実な推進</p> <p>一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直し</p> <p>平成20年度を目途に新たな経営健全化計画を策定</p>	達成	<p>ニュー・ステージプランでの取組については、ダイヤ改正、営業所・乗車券発売所の営業時間延長などお客様サービスを推進し、上平間営業所の管理委託は平成20年度に完全委託を行いました。</p> <p>また、一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しとして、平成20年度に経営安定化補助金を廃止しました。</p> <p>さらに、ニュー・ステージプラン策定時には想定できなかったバス事業を取り巻く大きな経営環境の変化に的確に対応し、持続可能な経営基盤を確立するため、平成20年3月に「川崎市バス事業経営問題検討会」を設置し、ニュー・ステージプランの評価と今後の経営の方向性について検討していただき、平成20年8月に答申をいただきました。答申を踏まえて、ニュー・ステージプランを平成20年度で終了し、平成21年度から25年度までの5年間を計画期間とする新たな経営健全化計画「川崎市バス事業 ステージアップ・プラン」を平成21年3月に策定しました。</p> <p>平成21年度のステージアップ・プランでの取組としては、コスト削減による経営力の強化に向けて、井田営業所の管理の受委託について実施計画の検討に着手しました。</p>
56	病院事業	<p>平成17年度に公表した「病院事業経営健全化計画」に基づき、公立病院として、質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、収入の確保や支出の適正化などの取組を進め、経営改善に努めます。</p> <p>また、平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」（総務省自治財政局通知）に基づき、「病院事業経営健全化計画」を見直し、市立病院の果たすべき役割や一般会計からの繰入基準の明確化、あるいは経常収支比率、病床利用率などの経営指標に係る数値目標などを明示した、平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定し、さらなる経営の効率化を推進します。</p> <p>井田病院の再編整備にあたっては、効率的・効果的な建設を進め、施設整備費等の抑制に努めるとともに、運営コストの縮減に向けた取組を進めます。</p>	<p>平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定</p> <p>井田病院の再編整備における施設整備費等の抑制と運営コストの縮減に向けた取組</p>	概ね計画どおりに進んでいる	<p>「川崎市病院事業経営健全化計画」に基づく取組として、直営2病院において、定期的に経営状況の把握や情報の共有、課題の検討を行うとともに、行政財産目的外使用料の算定方法見直しにより収入の確保を図るなど、経営改善に努めました。人材確保については、関係大学への働きかけ及び研修医の積極的な受け入れを継続的に実施し医師の確保に努めるとともに、看護師等についても、合同就職説明会や病院見学会の回数を増やしPRの強化を図るとともに、全国の看護師養成学校への訪問校数を大幅に増やし、看護師養成学校との良好な関係の構築を図り、その確保に努めました。平成21年度におきましても、前年度からの取組みを継続して実施するほか、地方会場での看護師等採用選考を新たに実施するなど、医療人材の積極的な確保に努めていきます。また、医療の質及び患者サービスの向上の取組として、平成20年6月の川崎病院市内救急医療派遣事業（Kawasaki ONE PIECE）の開始、井田病院の救急室整備及び平成21年4月の川崎病院新生児集中治療管理室（NICU）の再開など救急医療体制の充実を図りました。さらに、効率的な病院運営と医療の質の向上のため、川崎病院では平成21年1月に、井田病院では同年3月に新たな総合医療情報システムを導入しました。</p> <p>平成21年3月には、市立病院の役割と一般会計の負担の考え方や、経常収支の黒字化に向けた経営指標の目標値と目標達成に向けた具体的な取組を定めた「第2次川崎市病院事業経営健全化計画」（公立病院改革プラン）を策定しました。平成21年度以降は、当該計画に基づき、計画的な進捗管理、内部点検を行い、更なる経営の健全化を推進していきます。</p> <p>井田病院再編整備については、平成19年度に基本設計、平成20年度に実施設計・環境アセスメントを終了し、開発行為許可を取得しました。平成21年度においては、改築準備工事及び1期改築工事に着手し、1号棟の解体、解体跡地の掘削工事を実施します。（平成25年度新病院棟完成予定）</p>

(5)債権確保策の強化と財産有効活用の推進

①債権確保策強化の取組

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
57	市税	休日窓口の開設やインターネット公売の実施などの取組の結果、収納未済額が平成14年度の約150億円から平成18年度の約96億円まで大幅に圧縮されていることから、引き続き、職員のスキルアップを図るとともに、債権差押、動産差押、公売を推進するなど、市税債権の確保に努めます。	債権差押、動産差押、公売の推進	達成	税源移譲、世界同時不況等による想定以上の滞納金額の増加に対し、早期催告・早期徴収に課一丸となって取組み、12月及び3月の休日窓口を開設するなどして、通年では、昨年度を12%上回る徴収をしました。また、債権差押及び公売においても、前年度を上回る額の差押・売却を執行しました。歳入の根幹である市税収入の確保について、市税収入確保対策本部を常設し、今後も引き続き収納対策の強化を図ります。
57	介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。	収納対策の強化	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	4月に年間の収納対策計画を策定し、5月に各区の目標・取組内容を決定しました。収納率向上対策作業部会を年間7回開催し、効率的な収納対策を検討します。5月発送の催告状対象者に対する電話催告・訪問催告を6～7月を強化月間とし実施しております。滞納債権対策研修会へ各区担当者が参加し、滞納処分開始に向けた知識の習得を図っています。4月20日から国保と共同でコールセンターによる初期末納者への勧奨強化策を開始しました。
57	国民健康保険料	これまでも休日窓口の開設等の取組を行ってまいりましたが、負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分を行うなど債権確保の取組を強化し、収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減を目指します。	長期滞納者に対する滞納処分の実施 収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	新システムの稼働により、滞納処分対象者の絞込み・最終催告書の送付・財産調査等について効率的・効果的な事務処理が可能な環境が整ったところですが、長寿（後期高齢者）医療制度へ収納率の良い納付者が移行したこと等から、現年度分保険料収納率が前年度を下回ることが想定され、収入未済額の大幅な縮減には繋がらない見込みです。 平成21年度は、新システムや今年度開設した「国民健康保険料ご案内センター」を有効活用しながら効率的・効果的な収納対策を継続するとともに、財政局滞納債権対策室及び健康福祉局収納管理課との連携による長期未納者に対する滞納処分を強化することにより、収入未済額の縮減を図ります。
57	保育料	園長による納付指導の徹底や、平成19年度に実施した市長の滞納者との面談等、債権確保策の強化に努めた結果、平成14年度以降は収入未済額及び不能欠損額とも確実に減少しています。今後も負担の公平性と着実な収入確保の観点から、適切な収納対策を継続します。	適切な収納対策の継続	概ね計画どおりに進んでいる	新年度保育料につきましては、口座振替納付の推奨を引き続き強化しているところです。また、平成20年度における過年度徴収率については、滞納処分を前提に催告を進めた結果、概ね前年実績の1.6倍になる予定です。現年度滞納分については、口座振替の推奨及び、滞納発生後に文書催告等により納付を即した結果、前年実績を上回る予定です。引き続き、徴収確保に取り組めます。
57	市営住宅使用料	市営住宅等の使用料滞納者への未払分の支払いについて指導を継続するとともに、費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化を図ります。	費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に滞納債権対策室が発足し、滞納額3割削減の目標が設けられたことを受け、平成21年度に必要な体制の整備を行い、引き続き法的措置の強化を図ります。

②市有財産の効率的な活用

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
58	庁舎駐車場等の有料化	庁舎駐車場の効率的な利用を促進し、利用者の利便性向上を確保するとともに、管理経費の削減・収入増を図るため、有料化を進めます。	庁舎駐車場の有料化	達成	市役所・区役所駐車場の貸付を受けて、駐車場を運営する事業者を決定しました。平成21年5月25日及び6月8日から適正利用（有料化）を開始しました。今後も、駐車場の利便性向上と運営経費の削減に資するよう、円滑な運用を推進します。また、他の庁舎駐車場への導入も検討します。
58	自動販売機の貸付方式への転換	自動販売機の設置については、使用許可から貸付方式への転換を図り、また入札の実施による契約締結を行うこととします。	自動販売機の使用許可から貸付方式への転換	達成	施設内への飲料等自動販売機の設置について、従来の使用許可から一般競争入札による貸付契約への転換を、一般会計を中心に実施したことにより、平成21年度は約1億5千万円の貸付料収入を見込んでいます。今後も、特別会計で転換が可能な物件等について実施を検討します。
58	ネーミングライツの導入	等々力陸上競技場をはじめとする施設に、ネーミングライツの導入を検討し、当該施設の維持管理の充実を図ります。	ネーミングライツの導入の検討	当初計画を変更しているものの、変更後の計画に対して遅延が見込まれる	等々力陸上競技場のネーミングライツについては、経済情勢悪化の影響に伴う企業の投資意欲の低下に加えて、施設改修の要望運動が高まる等、競技場を取り巻く環境が大きく変動したことに対応して、当面は導入を見合わせるとともに、今後、大規模公園に位置する施設のネーミングライツについては「公園緑地まちづくり調整会議」における施設整備・運営等についての検討状況を踏まえて、検討することとしました。なお、新たな広告媒体の掘り出しや、広告手法の検討などに引き続き取り組んでいきます。
58	南部市場施設整備に伴う余剰用地の有効活用	老朽化した施設の再整備を実施する中で、効率的な施設の再配置を行い、その結果生じる余剰用地の有効活用に向けた取組を進めます。	再整備に伴う余剰用地の有効活用の検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年度の市場再整備整備完了に向け、平成20年度は花き棟の新設、スロープの付替え及び水産棟大屋根を新設するとともに、余剰用地の有効活用に係る市場関係者からの要望について有識者等による検討会議を開催し多角的な検討意見を聴取いたしました。平成21年度は、水産仲卸棟の低温化等を進めるとともに、南部市場との連携・相互補完的な業務用卸売機能を持つ事業者への売却を内容とする余剰用地の有効活用方針について、平成20年度を踏まえ庁内会議を通じて検討を進めます。
58	ラッピングバス等による増収への取組	ラッピングバス等の広告事業の推進や広告付きバス停留所上屋の活用により、市バス事業の増収を図ります。	ラッピングバス等の広告事業の推進 広告付きバス停留所上屋の活用	概ね計画どおりに進んでいる	ラッピング広告は、平成20年度の新規掲出は11両ですが、景気後退等による掲出終了が25両あるため、平成20年度末は43両となり、前年比較で14両減少しました。 広告付きバス停留所上屋は、平成20年度に7基設置し、年度末の設置数は計12基となりました。

(6)入札・契約制度改革の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
59	指名競争入札及び随意契約の結果公表	一般競争入札と同様に、指名競争入札及び随意契約による契約の結果についてホームページで公表することにより、契約の透明性・公平性を担保します。	指名競争入札及び随意契約による契約の結果をホームページで公表	達成	入札結果は、ホームページ「入札情報かわさき」に入札参加者、入札金額、落札者、予定価格、最低制限価格などを公表しています。また、総合評価一般競争入札については、価格以外の技術評価についての評価調書をホームページに公表しています。 そのほか、市内業者に向けて、入札公告の情報を電子メールで送付するサービスを平成20年10月から始め、平成21年4月からはその内容を充実させました。

3 区行政改革の総合的な推進

(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
60	区民に身近な都市施設の維持管理体制の構築	道路、公園等の都市施設の維持管理や放置自転車対策等の地域の課題について、地域の状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、道路や街路樹、公園緑地等の整備から維持管理を一体的かつ効率的に推進するため、平成22年度までに区建設センター及び公園事務所の機能再編を図ります。	平成22年度までに区役所建設センター及び公園事務所の機能再編を図る。	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年3月に策定した（仮称）道路公園事務所及び（仮称）都市基盤整備事務所の機能整備実施方針に基づき、関係局との庁内調整を重ね、組織再編に向けて、機能検討及び施設整備を行っています。（平成22年4月開設予定）
61	地域コミュニティの活性化に向けた取組	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むために、その主体となる地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ施策のあり方検討や商店街を活用した取組等を推進します。	コミュニティ施策のあり方検討 商店街を活用した取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」を設置し、8回開催しました。その中で、本市のコミュニティの現状、施策、活動事例、連携の状況、課題について検討し、中間報告書をまとめました。平成21年度は、市民に中間報告の内容を説明し、意見を聞くフォーラムの開催を予定しています。そして、この中間報告を踏まえつつ更に検討を進めて最終報告書のとりまとめを行い、市民が主体的に地域課題を解決する仕組みを検討します。 また、2つの区役所と商店街組織による主体的な事業実施を促進し、商店街を活用した地域課題解決型のモデル事業として位置づけ、商店街活性化の観点からも支援を行っていますが、事業を検証するとともに執行体制の検討を行い、引き続き取組を推進します。
61	地域防災力の向上と防犯対策の推進	地震や風水害等の自然災害の発生時に、地域において自立かつ実効性のある災害対策が図られるよう、防災対策にかかる施策及び地域防災力の向上に向けた取組を推進します。 また、各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした地域における自主防犯活動等の充実を図るとともに、区民、事業者、警察及び行政が連携して地域における犯罪の減少と誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	地域防災力の向上 自主防犯活動等の充実	概ね計画どおりに進んでいる	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成に向け区ごとのリーダー等養成研修等を開催するとともに、市民向けの啓発事業として「ぼうさい出前講座」や「こども防災塾」、「危機管理講演会」等を開催して、防災意識の向上を図りました。また、自主防災組織の防災資器材購入の補助や訓練等の活動に対する助成制度、各地区防災訓練・イベント等の支援等により、自主防災組織の活性化を図りました。 『災害時要援護者避難支援制度』においては、町内会や自主防災組織などの支援組織による、共助の実効性を高めるため、制度の検証の基礎調査としてアンケート調査を実施いたしました。今後は、アンケート調査の分析を行い、制度のあり方を再検討した上で、支援組織による支援体制の充実に向けた取組を進めます。 また、防犯対策については、区内での防犯活動を推進・実施している「各区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関等と連携を図り、推進協議会の基本方針・推進計画の取組の推進を平成21年度以降も継続します。また、防犯診断、犯罪被害者等支援相談制度の広報・啓発及び実施、防犯灯整備等の地域における防犯対策の推進についても継続して取組を進めます。地域防犯活動拠点整備等については、関係機関等と協議を行い、平成20年度に土橋小学校での整備を完了しました。各区1か所程度の小中学校施設等を活用した整備に向け、平成21年度は市内2箇所を目標に整備を進めていきます。
61	区内公共施設の管理運営	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討	当初計画を変更しているものの、変更後の計画に対して遅延が見込まれる	平成20年度は、庁内関係課による会議を開催し、次年度からの具体的な検討に向けて、方向性や検討体制を確認しました。 今後は平成22年度に想定される組織整備等に向けて、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制の構築について、引き続き検討・調整を行います。

(2) 便利で快適な区役所サービスの提供

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
61	区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化	市民の利便性向上や分かりやすいサービスの提供に向けて、住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止するとともに、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録等の電子化効果などを踏まえ、区役所における効率的・効果的・総合的なサービス提供体制構築の検討を進め、平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組めます。 また、支所・出張所における地域振興機能の充実を図り、地域の市民協働拠点としての機能を順次強化します。	住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止 平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組む。 支所・出張所における地域の市民協働拠点としての機能を順次強化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	窓口サービス機能再編の内容等について、平成20年度にパブリックコメント手続きや市民説明会を実施し、市民意見も参考にしながら、平成21年3月に「実施方針」を策定・公表しました。 現在は機能再編に伴う課題について検討・調整を進めています。 【検討中の主な課題】 ①幸区、宮前区における区役所への交通アクセス不便地域の抽出と対応策の検討 ②宮前・柿生連絡所の窓口効率化を含めた機能再編手法の詳細検討 ③出張所の地域振興・市民活動支援コーナーの整備計画 ④行政SC設置端末機の稼働時間の前倒し（8:30稼働→7:30稼働）について 【変更計画の内容】 当初計画である平成22年度までの区役所、支所、出張所等の機能再編への取り組みについて、（仮称）市税事務所整備の進捗状況等を踏まえ、平成23年度内の実施を図ります。
61	利便性の高い窓口サービスの提供	高津区及び多摩区におけるISO9001認証取得成果等について検証し、現在各区において個別に実施されている窓口サービス向上の取組にISOの成果を活用していく仕組みづくりを推進します。	窓口サービス向上の取組にISO認証成果を活用	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年4月に「区役所サービス向上指針」を策定・公表しました。この指針に従って各区ごとに取組方針を策定・公表し、サービス向上の取組を実施しています。 また、指針における評価手法を強化する取組として、取組結果等に対する第三者の意見を反映するしくみについて検討を進めます。

出資法人の取組

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
49	(福)川崎市社会福祉事業団	民営化する法人	本市の社会福祉施設について、指定管理者制度の活用や施設の民間譲渡など、安定的な運営手法の検討とあわせて、介護報酬体系の改定等に対応した事業計画を再構築することにより、自立運営をめざし、平成22年度までに法人の完全民営化を図ります。	平成22年度までに法人の完全民営化	民営化に向けて、健康福祉局企画課を中心として、関係課による検討会を立ち上げ、経営基盤の安定化のための資金援助や施設譲渡の考え方について検討しています。 平成21年9月までには、補助金削減の考え方等を整理し、平成22年度までに民営化を実施します。
49	川崎市土地開発公社	抜本的な対応を進める法人	公有地拡大推進法に基づいた土地開発公社による土地確保スキームは、効率的な都市基盤整備の推進に有効であることから法人格は存続させます。 また、簡素で効率的な執行体制とするため、水江町地内公共用地の再取得後の平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図ります。	平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図る	平成20年度の水江町地内公共用地等の再取得に引き続き、平成21年度も現行の「土地開発公社経営健全化計画」を含む「第3次総合的土地対策計画」に基づいた保有地の処分に取り組みます。 土地開発公社と住宅供給公社（以下「2公社」という。）の事務部門の統合（役職員の兼職）に向けて、検討会と関係局及び2公社の職員を含めたワーキンググループを設置し、検討を重ねた結果、2公社の役員の一部の兼務化及び外部有識者の役員導入を当初計画より1年前倒しし、平成21年度に理事2名と監事1名の兼務化を図りました。 平成21年4月から派遣職員1名の引き上げを行いました。 平成21年度上半期までに、2公社の事務部門の統合（役職員の兼職）における諸課題の解決に向けた一定の方向性を定め、統合を図ります。
49	(株)川崎球場	抜本的な対応を進める法人	大規模公園管理における管理手法の検討や、富士見周辺地区整備基本計画及びこれと連携した富士見公園整備に関する整備基本計画によって、事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせ法人の整理を進めます。	行政計画の進捗にあわせ法人の整理を進める	平成21年3月26日に「株式会社川崎球場に関する局内連絡調整会議」を開催し、当該法人の基礎情報を整理するとともに、富士見周辺地区整備基本計画の策定状況を確認し、今後、法人として適切なタイミングで必要な整理や意思決定ができるように調整を行います。
49	(財)川崎市水道サービス公社	抜本的な対応を進める法人	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、再構築の進捗や公益法人制度改革に合わせた公益法人としての方向性を検討し、廃止を含めた対応を図ります。	廃止を含めた対応を図る	公益法人制度改革の動向を見据えて、3事業7業務から公益性の高い事業である給水施設管理業務・広報広聴及び教育訓練業務・水道修繕案内及び現地調査業務・災害関係業務へのシフト変更を図るとともに、民間への代替が可能な水質情報収集業務・駐車場管理運営業務・広報広聴業務の一部について水道局へ移管するなど、抜本的な事業の見直しを行いました。 水道局においては、平成21年内を目途に給水能力の見直しに伴う事業再構築のための事業仕分けを進めるなかで、今後公社が担うべき使命やあり方を明確にして行きます。 【公益法人制度改革】 公益認定への課題については、公社で検討会を設置し検討を進めています。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
50	(財)川崎市指定都市記念事業公社	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	将来の設備更新計画の方向性も視野に入れながら、公益法人制度改革にあわせた事業検証を行い、施設の所有権のあり方などを整理、明確化した上で、法人の存廃を含めたあり方検討を進めます。	法人の存廃を含めたあり方検討を進める	法人の存廃を含めたあり方等については、橋処理センターの動向を見据え検討を進めています。 施設については、平成21年に築30年を迎えることから老朽化が進んでおり、隣接の橋処理センターの施設整備の動向を踏まえて設備更新計画の方向性を定めることとなりますが、当面の対応として、これまで必要不可欠な箇所については、改修工事を行ってきており、平成21年度については、施設整備事業として、舞台スプリンクラー更新工事、舞台棟屋上屋根の防水工事、屋内広場屋根ガラスの補修工事等を行う予定です。 【公益法人制度改革】 公益法人制度改革については、経営会議で法人の存続及び所有権の現状継続を前提に公益認定に向けた調査を進めており、平成23年度の早い時期の申請に向け準備を進めています。平成21年度は、定款変更案を作成するとともに区分經理の実施準備に着手します。平成22年度は、新会計基準に沿った予算書の作成など検証を加えます。
50	(財)川崎市公園緑地協会	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	改定した緑の基本計画の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めます。 また、公益法人制度改革や生田緑地の効率的・効果的な管理手法の検討動向を見据えた中で、生田緑地ゴルフ場の事業の位置付けについて検討を行い、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定	本市の施策である地域緑化の推進、緑化推進リーダーの派遣や市職員による技術・活動支援などの体制整備やみどりに関わるスペシャリストの人材育成手法などについて協会と協議を進めました。 平成21年4月から派遣職員1名の引き上げを行いました。 【公益法人制度改革】 当該法人は、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進などのために設けられたものですが、公の施設である公園緑地の維持管理（大師公園の指定管理者業務など）が収益業務に認定される可能性が高いということが、公益認定に向けての大きな課題となっています。 また、環境局においては、生田緑地ゴルフ場事業の位置付けやその他の課題について整理を行っており、法人と協議しながら、平成21年度中に一定の方向性を決定する予定です。
50	(財)川崎市リサイクル環境公社	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	本市が民間委託化を行う粗大ごみ収集事業は、公社のみが既存ストックを活用できることから、3年間に限定して、公社を活用します。 今後の指定管理業務の指定動向や粗大ごみ収集の委託期間が限定的であることを踏まえ、平成22年度末を目途に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定	平成21年3月に「第1回財団法人川崎市リサイクル環境公社の方向性検討委員会」を開催し、当該法人の業務の大きな割合を占めていた指定管理業務が平成20年度をもって終了したことや、粗大ごみ収集の委託期間が平成22年度までと限定的であることを踏まえ、平成22年度末を目途に民営化または廃止を含めた方向で取組を進めることを確認しました。 平成21年4月から派遣職員1名の引上げを行いました。 【公益法人制度改革】 平成22年度末を目途に民営化または廃止を含めた方向で検討中であり、新制度の公益法人への移行は、そうした中で見極めてまいります。
50	(財)川崎市保健衛生事業団	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	特定健診・特定保健指導の実施等の医療制度改革の動向や、次期「かわさき健康づくり21」の策定作業での議論を踏まえ、法人の位置付けを検討し、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定	施設利用者の増員及び使用料の増収を図るため、従来は、休日を閉館しその翌日を休館としていた管理運営規則を改正して、平成21年4月1日から休日の翌日を閉館することとし、市民の施設利用に供する日数を増やしました。 また、平成21年4月に派遣職員1名の引き上げを行い、嘱託職員に切り替えるとともに、従来の係制をグループ制へ改め、柔軟な執行体制としました。 派遣職員については、継続的な引き上げについて検討を進めています。 【公益法人制度改革】 平成22年度に「かわさき健康づくり21」の策定の中で法人の存廃を決定することになりますが、現状においては、公益法人制度改革に伴う新たな法人への移行準備のため、平成21年3月25日の理事会での議決を経て、同年4月1日から「財団法人川崎市保健衛生事業団新制度移行準備委員会要綱」を施行しました。 今後は、新制度移行準備委員会において、新法人の移行に向けた取組を進めます。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
50	(財)川崎市生涯学習財団	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	市民アカデミー講座のNPO法人への段階的な移管を着実に進め、平成22年度末に完了します。 また、平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討を進めます。	平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討	市民アカデミーについては、平成21年度において講座数87のうち、NPO法人が自主企画講座72、委託講座8、計80講座を運営しており、92%移管を進めました。平成22年度は、すべての講座を移管する予定ですが、講座運営の移管とは別にNPO法人としての自立に向けた広報活動や会場確保の支援などの課題もあり、平成23年度に向け調整を進めます。 生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討に合わせた、法人のあり方検討の方向性としては、生涯学習関連の関係部局の意向に沿って、公益法人としての活動を進めていく予定です。 検討にあたっての課題は、法人の事業の公益性をさらに高め、不特定多数の利用対象に幅広く利用してもらえるような施設運営・事業運営をすることを念頭に組み組んでまいります。 派遣職員の見直しについては、段階的な引き上げについて継続して検討を進めています。 【公益法人制度改革】 市内の総合的な生涯学習推進のため、法人の必要性は引き続き高いものと認識しており、公益法人制度改革への対応として、法人内部で検討会を立ち上げ、平成23年度の公益認定を目指して、事業内容の精査を進めています。
51	かわさき市民放送(株)	経営改善を進める法人 (第2次改革プランにおいては、3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとした法人)	電波状況や災害時の情報提供機能などの課題への対応が図られたことや、コミュニティ放送としての新たな取組が開始されたこと等から、新改革プラン取組期間内の経営改善を前提に存続するものとし、本市に依存しない自立した財務体質の確立を図ります。	本市に依存しない自立した財務体質の確立	本市に依存しない自立した財務体質の確立に向け、1～3の取組を行うとともに、支出を徹底的に見直した結果、平成20年度の純利益がプラスに転じました。また、コミュニティ放送局の使命である災害時の情報提供についても4のとおり対策を講じています。 1. 役員の間経験者登用及びスタッフ再配置による業務の効率化推進 2. 認知度の向上 ・日刊紙への番組案内の毎日掲載 ・スタジオ外での公開生放送を開始 ・川崎フロンターレホームゲーム全試合生中継 3. 営業活動を積極的に推進した結果、売上収入全体に占める自己収入額及び割合が過去最高 4. 災害時の情報提供 ・市や県内のFM放送局11局と災害発生時における相互協力協定を締結 ・平成21年度から地震時の避難場所(市内小中高170校)でのラジオ受信状況調査を開始
51	(財)川崎市消防防災指導公社	経営改善を進める法人 (第2次改革プランにおいては、3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとした法人)	東京湾アクアラインの消防用機材の管理といった広域的事業を実施し、かつ、自立した運営が行われていること等から、公益性の高い事業のさらなる拡充と、自立した経営の継続を前提として存続することとし、人件費の削減等経営改善を進めます。	公益性の高い事業のさらなる拡充 人件費の削減	「財団法人川崎市消防防災指導公社あり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、「新行財政改革プラン」に掲げられた課題について取組を推進しました。 具体的には、防火・防災の普及啓発に関する講習会の回数増加や内容の充実など公益性の高い事業を拡充しました。また、市からの補助金を受けずに自立した経営の継続を図りました。平成20年度には、正規職員を1名削減するなど人件費の削減を図りました。 【公益法人制度改革】 策定した財団法人川崎市消防防災指導公社の資金運用管理規程並びに公益法人制度改革の主旨に沿って事業を推進するとともに、今後は理事会の承認を得たうえで、平成23年度の早い時期を目処に公益認定を申請する予定です。
51	(財)川崎市学校給食会	経営改善を進める法人 (第2次改革プランにおいては、3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとした法人)	安全で安心な学校給食を確保するため、物資調達業務を担わせることとし、定期的な外部による監査や未納金回収策の強化等、責任体制の明確化を図るとともに、経営改善を進めます。	定期的な外部による監査や未納金回収策の強化等、責任体制の明確化	平成20年度決算の監査の監事3名のうち1名を給食会の役員である公認会計士とするとともに、平成21年度から事務長を非常勤から常勤にするなど、責任体制を強化しました。 給食費の未納金回収のため、未納家庭に対する文書や電話による対応や家庭訪問を学校給食会と各学校とが連携して実施したことにより、年度当初から50万円程度回収し、一定の回収実績をあげました。 物資調達に関する検査・確認業務を委託するため、食材の規格書作成、物資選定委員会の準備及び検査方法、学校納品物資の納品チェック方法、その他フォロー業務について調査し、検討課題を精査しています。 【公益法人制度改革】 公益法人への移行について、平成21年6月の理事会、7月の評議員会での承認を受け、法人内部に公益法人移行準備委員会を立ち上げ、平成22年度中に公益認定を申請する予定である。また、新会計基準を使用することによる経理処理の課題の解決を図るとともに、定款の作成に向け、現在の諸規程の見直しを図ります。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
51	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	経営改善を進める法人 (第2次改革プランにおいては、3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとした法人)	知的障害者のノーマライゼーション実現にあたっては、地域活動支援等について本市の関与が必要であることから、法人を存続することとし、自立に向けた経営改善に努めます。	自立に向けた経営改善	法人の自立に向けた取組として、近年の新たな課題である知的障害者の権利擁護を推進するための取組を行なっています。 【公益法人制度改革】 知的障害者等の親の会の側面が強く、平成16年度に法人の収益部門を「ともかわさき」に移管したこともあり収益力はない状況です。 公益法人制度改革への対応については、法人内でプロジェクトを立ち上げて検討を進めています。
51	(財)川崎市国際交流協会	経営改善を進める法人	国際交流センターの有する国際交流の拠点性を活かしながら市民レベルでの国際交流を推進するとともに、施設管理業務の効率化を図り、自立に向けた経営改善を進めます。	市民レベルでの国際交流を推進 施設管理業務の効率化	国際交流市民団体等が活動成果を発表するインターナショナル・フェスティバルや、食を通じて外国の文化や歴史を理解する世界の料理講座(3回)、ブラジリアン交流フェスタなど、市民参加型の交流事業を本年実施しました。経費節減に引き続き努めるとともに、アンケートを活用した利用者満足度の改善などにより、施設稼働数の向上と施設管理の効率化を図り、前年度を上回る施設利用料金収入を得ました。 また、派遣職員については、引き上げる方向で検討を進めています。 【公益法人制度改革】 平成21年3月24日理事会において公益財団法人移行の方針を議決しました。また、財務書類については新会計基準に移行済みであり、今後は公益財団法人に適合する執行体制計画等を作成するなど、平成22年度の公益認定申請を目途に作業等を進めています。
51	(財)かわさき市民活動センター	経営改善を進める法人	ボランティア・市民活動の中間支援組織としての役割を發揮できることをめざし、事業の継続的な見直しや派遣職員の引上げ等執行体制の見直しを図り、自立に向けた経営改善を進めます。	事業の継続的な見直しや派遣職員の引上げ等執行体制の見直し	市民活動支援の全市拠点としての役割を發揮するため、平成21年4月1日の新施設移転を機に、新たに市民活動ブース事業を開始するとともに、会議室、打合せスペース等の機能拡充を図りました。また、平成20年度に立ち上げた「かわさき市民活動ポータルサイト」の掲載情報の充実及び利用の促進を図りました。 将来の青少年事業運営の中核をなす館長職13人が児童厚生一級指導員資格を取得しました。 青少年事業において、平成21年4月から運営調整担当主幹1名、施設係長1名の派遣職員を引き上げ、固有職員化を行いました。 派遣職員の見直しについては、段階的な引き上げについて継続して検討を進めています。 【公益法人制度改革】 平成20年3月理事会において公益認定の方針を決定し、平成20年12月26日、旧主務官庁から最初の評議員選任方法について認可を受けました。平成21年8月ごろに理事会で定款変更案を議決したのち、公益認定申請を行う予定です。
51	(財)川崎市文化財団	経営改善を進める法人	文化施設の管理運営や事業企画など財団の専門性を活かした事業を展開することにより、本市の芸術文化振興の一翼を担うとともに、効率的かつ柔軟な執行体制を構築し、採算性の向上等の取組を進めます。	効率的かつ柔軟な執行体制を構築 採算性の向上等の取組の推進	市民の創造的な文化芸術活動への支援や自由な発想による様々な分野の事業を実施し、効率的で柔軟な執行体制の構築に努めながら、文化芸術事業の振興に務めています。 施設管理運営事業については、稼働率の向上及び採算性を踏まえ、魅力ある施設として効率的な施設運営（新百合21ホール、川崎能楽堂、アートガーデンかわさき）を行っています。 さらに、指定管理業務については、指定管理者として効率的な管理運営（ミュージアム川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター）を行っています。 派遣職員の見直しについては、公益財団法人への取組に合わせた段階的な実施に向けて、検討を進めています。 【公益法人制度改革】 法人と所管課で検討会設置に向けた調整を行うとともに、精算制度などの解決に向けて引き続き検討を進めています。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
51	(財)川崎市産業振興財団	経営改善を進める法人	市域の産学等ネットワークの核となる「中核的支援機関」及び中小企業者支援のワンストップサービスの窓口として公共的な役割を果たしながら、派遣職員の引上げや執行体制の見直し等、コスト削減を一層進め、経営改善を進めます。	派遣職員の引上げや執行体制の見直し等によるコスト削減	平成25年度を目途とする段階的な市派遣職員の引上げ計画に基づき、平成21年度4月から派遣職員1名の引き上げを行いました。今後も引き続き職員の引き上げを継続するとともに固有職員を採用し財団の組織の活性化を図ります。また、平成19年度に導入した人事評価制度を引き続き運用しました。 【公益法人制度改革】 平成22年3月に理事会・評議員会において公益法人移行に適合した予算案・事業計画を決議し、平成22年7月以降に認定申請を行なう予定です。
52	川崎アゼリア(株)	経営改善を進める法人	公共駐車場や公共通路を含め地下街を管理し、川崎駅周辺の活性化に寄与していくとともに、黒字決算の継続と平成20年度の本市による損失補償の解消や平成23年度の本市貸付金の解消に向け、着実に経営改善を進めます。	黒字決算の継続 平成20年度の本市による損失補償の解消 平成23年度の本市貸付金の解消	経済環境の悪化のなか、店舗の売上は増加したものの、会社の売上は主に周辺駐車場の競争激化等により微減しました。今後は、増収に向け主力の家賃収入の他、広告施設収入や受託業務収入等について積極的に取り組んでいきます。また、川崎駅東口平面横断化の影響を最小限に留める取組を強化するため、アゼリアにおいて検討会を立ち上げ検討を進めています。平成20年度には本市による損失補償が解消されたが、平成23年度に予定する貸付金の完済が可能となるよう、話題性の高いテナントの誘致や入店準備期間の短縮など今後も平成3年度以降から続く黒字決算の継続に向けた取組を推進します。
52	川崎市信用保証協会	経営改善を進める法人	代位弁済額の変動や信用補完制度の変更が、協会の財務状況に大きく影響を及ぼすことを踏まえ、債権の期中管理・回収体制の強化やコスト削減を推進するとともに、財務・運営状況の透明性を一層高め、健全な収支バランスを保つ経営改善を進めます。	債権の期中管理・回収体制の強化 コスト削減の推進 財務・運営状況の透明性 健全な収支バランス	平成20年10月31日に始まった国の「緊急保証」を活用した本市の中小企業融資制度「経営安定資金」（不況対策資金）の利用が急増（対前年比で件数・金額ともに5倍）しました。今後も不況対策資金の融資が増加することが見込まれます。また、現下の厳しい経済情勢から保証先の中小企業が債務不履行に陥るリスクも増大しており、倒産件数の推移や代位弁済件数の推移を注視しながら、引き続き財務の健全化に取り組めます。 期限経過や延滞している企業について早期に方向付けを行うとともに、代位弁済移行の判断を早期かつ的確に行いました。また、事前調査により、債務者等に見合った回収方針、行動計画を検討後、呼出し面接を行い、夜間督促を実施することなどにより早期回収の強化に努めるなど債権の期中管理や回収体制の強化を図りました。 「経営の透明性向上に向けた措置について」に基づき、業務実績の客観的評価を受けるため、経営計画の外部評価委員会の評価を受けるなど、財務・運営状況の透明性の強化に努めました。 なお、平成20年度の保証承諾件数は6,326件（対前年度比141%）、同金額は1,060億円（対前年度比173%）でした。
52	(株)川崎冷蔵	経営改善を進める法人	業務の委託化や執行体制の見直しにより経費の削減に努めるとともに、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより、黒字計上の継続に向けた一層の経営改善に努め、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。	業務の委託化や執行体制の見直しによる経費の削減 稼働率の向上 黒字計上の継続 本市の関与の低減	委託業務の見直しや執行体制の見直しにより経費の削減を図る一方、市場外事業者への営業活動の強化による稼働率の向上を図っていますが、市場内業者の廃業により売上金額が減少しております。今後は、黒字計上の維持に向け、業務運営の見直しにより経営改善を進めます。
52	(財)かながわ廃棄物処理事業団	経営改善を進める法人	施設の安定稼働を図るため、法人の提案を取り入れた修繕計画を他の自治体と連携して策定するとともに、支援を継続しながら経営改善を図っていきます。	修繕計画の策定 経営改善	平成21年1月にかながわ廃棄物処理事業団は「経営改善計画」を策定しました。2月には更なる経営改善に向けて、神奈川県、横浜市及び川崎市は外部有識者で組織する「経営改善検討委員会」を発足させ、現在月1回会議を開催し、専門的見地から経営改善計画に基づく取組の強化・充実策及び各月の実績を踏まえ、事業団の今後のあり方を検討しています。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
52	(財)川崎市シルバー人材センター	経営改善を進める法人	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら就労機会の提供を進めていきます。 また、会員数の増加と受注の拡大を図るとともに、会員による自主的な運営の強化など事業運営手法の見直しを図り、経営基盤を強化していきます。	会員数の増加と受注の拡大 自主的な運営の強化 経営基盤強化	平成19年度まで各区に配置していた「シルバー人材・いきいき相談員」（市OB）について、これまでの実績を踏まえ、2名配置していた高津区及び宮前区については1名に、川崎区及び幸区については、シルバー人材センター南部事務所の職員が相談業務を行うことで定数を0にし、9名体制を5名体制に見直しました。 会員が務める「就業機会創出員」について、平成20年度から1名増員して、2名体制としました。 平成20年度から、本部組織について、事務局長—2部体制を、事務局長一次長（事業企画課長事務取扱）—2課体制に見直し、より実態に即した組織に改めました。 会員数や契約金額等、順調に業績を伸ばしており、植木剪定器材運搬業務を会員に行わせるなど、自主性・独立性を促進し、効率的な運営に向けて取り組んでいます。 【公益法人制度改革】 平成21年5月28日に開催した役員会において、平成23年度中に公益認定を受ける方向で了承が得られたことから、今後は、認定申請に向け検討を進めています。
52	(財)川崎・横浜公害保健センター	経営改善を進める法人	公害病被認定者に対する検査・検診実施者数は減少傾向にあるため、事業規模に応じた効率的な運営に努めます。	事業規模に応じた効率的な運営	被認定者の減に対応して、事業規模の縮小（検査・検診回数減）、事業内容の見直し及び職員1名の嘱託員化を行いました。 「大規模修繕工事執行計画」に基づき、積立預金を取り崩しながら、緊急を要するところから修繕を始めました。 【公益法人制度改革】 今年度、センター内に「移行に関するプロジェクト」を立ち上げ、平成23年度の早い時期を目途に公益法人移行認定申請を目指します。
52	(財)川崎市身体障害者協会	経営改善を進める法人	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を障害者相互扶助事業として拡充し、自主運営率の向上を図るとともに、指定管理者として管理する施設のデイサービス利用率を高める等、自主財源の確保に努めながら、法人の自立性を高めます。	自主運営率の向上 デイサービス利用率の向上 自主財源の確保 自立性向上	中部身体障害者福祉会館の指定管理業務を継続して行い、貸館業務、生活介護・就労継続支援サービスを実施しました。実施にあたっては、障害当事者団体としての特性を生かし、貸館業務等において、利用者の立場にたった助言・指導や配慮を行いました。 障害者自立支援法の施行に伴い、同法に対応したサービス提供体制の確立に努め、多様なサービスを提供できる体制としてから3年が経過しました。市からの委託事業に加え、自立支援法に基づくサービスを実施することになり、自主裁量による事業展開により、デイサービスの利用率を高めサービス利用者を増やすなど、事業の充実につながる基盤作りができました。 【公益法人制度改革】 20年以上前に各種障害者団体を統合してできた法人であり、法人の意思決定の調整が非常に難しいという現実があり、隔月で理事会を開催していますが、公益法人制度改革への対応については法人としての決定はしていません。現在、公益法人制度改革及び関係団体等の情報収集に努め、対応について検討しており、平成21年度内に法人として決定できるよう努めます。
52	(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	経営改善を進める法人	法人の各地区会を中心とした地域での支え合いを進めるとともに、生活と就業の一体的な自立支援の強化に向けて、就業自立支援センター機能を拡充します。 また、執行体制の見直し等、さらなる経営改善を進め、法人の自立性を高めます。	就業自立支援センター機能の拡充 経営改善 自立性向上	母子福祉センターにおいて、事業実施後の点検評価の徹底やニーズに合わせた事業展開、生活支援事業・就業支援事業・自立支援プログラム策定事業の効果的連携等によって、生活支援事業及び就業自立支援センター事業の充実を図りました。 また、児童扶養手当現況申請時における広報資料の配付の実施やホームページによる情報公開の充実等によって、地域ネットワークとしての機能の充実を図りました。 さらに、自主事業の改善並びに役員及び事務局の連絡調整体制の見直し等によって、法人組織執行体制の見直しを図り、より自立性を高めました。 なお、補助金については、平成19年度から毎年削減を行っており、平成21年度は3,705千円（平成18年度比で約16.5%減）となっています。 【公益法人制度改革】 平成22年度より新会計基準に移行し、平成23年度の早い時期を目途に公益認定申請を行うため、平成21年1月より検討会を立ち上げました。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
53	(財)川崎市看護師養成確保事業団	経営改善を進める法人	医療関係機関との連携の中で、高度医療に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、引き続き国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上を図るとともに、効率的な財産運用等さらなる経営改善を図り、経営の安定化に努めます。	国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上 効率的な財産運用等さらなる経営改善 経営の安定化	平成18年度に入学金及び授業料の改定を行ったことにより収入増に繋がりました。受験者数を増やすため、学校祭等を行いアピールを行ってきました。入学試験受験者数も増えました。(H19:58人、H20:73人) 【公益法人制度改革】 平成21年度から新会計基準へ移行しました。併せて同年度内の理事会において、公益認定を受けることを決定し、平成22年度は、公益認定に向けての具体的検討と仮称：公益移行委員会の設置等準備を進める予定です。
53	(財)川崎市まちづくり公社	経営改善を進める法人	優良ビル建設資金等融資業務の廃止等により、引き続き厳しい経営状況が見込まれることや公益法人制度改革に対応するため、事業や組織執行体制等の見直しを実施し、経営改善を進めます。	事業や組織執行体制等の見直し 経営改善	平成21年4月から派遣職員の1名の引き上げを行いました。ノクティ―駐車場の収入増を図るため法人の契約利用を新規開折しました。 【継続事業】 クレール小杉ビル(ホテル)の管理運営事業を開始しました。常勤役員報酬の引き下げ及び固有職員給与の昇給抑制を行いました。公共施設及び公共的施設的设计及び工事監理業務を受託しました。川崎アゼリア、市出資法人等施設の改修工事的设计及び監理業務を受託しました。公社所有施設の適切な管理運営(施設利用者の確保)を図りました。 【公益法人制度改革】 公社内に検討委員会を設置し、新法人への速やかな移行に向けた検討を行っています。
53	川崎市住宅供給公社	経営改善を進める法人	本市の住宅政策にあわせた事業展開と市営住宅の管理代行者としての役割を検証するとともに、引き続き人件費の削減を進める等、経営改善を進めます。	市営住宅の管理代行者としての役割を検証 人件費の削減 経営改善	川崎駅西口大宮町計画の実施に向け、都市計画変更告示済。事業者への土地売却を終了しました。住宅棟については、事業請負予定業者と川崎駅西口大宮町F街区分譲住宅新築工事に係る覚書を締結しました。フォレスト等タカが3月竣工し、民間誘導型高齢者向け優良賃貸住宅として展開を行いました。管理代行制度として市営住宅管理業務を受託しました。川崎市賃貸住宅経営管理相談事業を業務受託しました。川崎市居住支援事業及びあんしん賃貸支援制度を業務受託しました。地優良住宅(高齢者型)事業者募集を実施しました。退職者の補充に嘱託職員を採用し人件費の削減を図りました。土地開発公社役員との一部の兼務化について平成22年度から1年前倒しし、平成21年度に理事2名と監事1名の兼務化を図りました。また、平成21年度上半期までに、同公社の事務部門の統合(役職員の兼職)における諸課題の解決に向けた一定の方向性を定め、統合を図ります。
53	みそのくち新都市(株)	経営改善を進める法人	収支上黒字計上を継続しており、テナントの空もなく安定した経営を行っていますが、ビルの老朽化に伴う計画的な修繕に努めるとともに、引き続き入居率の維持に努め、効率的な経営を進めます。	ビルの老朽化に伴う計画的な修繕 入居率の維持 効率的な経営	全国ショッピングセンターの年間売上高が2年連続マイナスとなるなど、小売業界にとって極めて厳しい環境が続く中、賃料収入の安定向上を目指し、販売促進の一層の強化並びにリニューアル計画に基づく一部テナントの入れ替え、改装等に段階的に取り組み、引き続き、黒字基調を堅持します。(平成21年7月1日現在入居率98.4%)

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗状況等
53	川崎臨港倉庫（株）	経営改善を進める法人	本市の千鳥町再整備計画にあわせて倉庫の建替えを計画していることから、行政計画を見据えた長期的な経営計画を策定した上で、経営改善を図るとともに、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。	経営改善 本市の関与の低減	法人による倉庫用地利用のあり方について具体的な検討を進めた結果、一部用地の利用形態を、従来の許可制から、土地利用の実態により即した事業用定期借地権の設定に切り替えました。 法人職員退職への対応として、パート社員を採用するなど人件費の削減を図りました。
53	かわさきファズ（株）	経営改善を進める法人	総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、事業効果を発揮していくとともに、黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努めます。 さらに経営状況により、土地貸付料の免除終了時期の前倒しを検討する等、安定的な自立経営をめざした取組を進めます。	黒字決算の継続 累積損失の早期解消 土地貸付料の免除 終了時期の前倒し 安定的な自立経営	平成20年度についても黒字決算を継続しました。 本市職員が就任していた監査役を外部の者に変更しました。 役員数を15名から13名に減員するとともに、執行役員制度を導入するなど、効率的な執行体制への移行を図りました。 平成22年度からの土地貸付料の徴収実施に向けた取組を進めています。
53	（財）川崎市体育協会	経営改善を進める法人	スポーツ施設管理業務のノウハウを活用した自主事業の拡充により、引き続き自主財源の確保に努めて本市からの補助金の削減等、経営改善を進めます。	自主事業の拡充 補助金の削減	平成19年度の指定管理の総括により策定した平成20年度経営改革方針に則り、順調に運営しています。 自主財源の確保については、指定管理施設において取組を進めているほか、ゴルフ大会等の開催により事業収入の確保を図りました。経費面では光熱水費が値上がりし、また事業の拡充により使用量の増大とが経費増となっています。したがってこれらの経費節減対策を喫緊の課題とし、日常的なエネルギー資源の使用について節約を徹底しました。また、補助金については、H18年度から毎年▲6%の削減を行っています。 【公益法人制度改革】 理事会まで検討を進め、財務委員会と専門委員会で詳細な検討を進めました。平成21年5月21日には理事会・評議員会の承認を得て、新公益法人認定申請の機関決定を行います。今後は、プロジェクト（総務委員会）を設置開催して、円滑に申請準備を進めながら、平成22年度中に公益認定を申請する予定です。 課題は会計システムの変更が必要となり、1年の期間を要します。また、公益認定法の基準に耐える事務を徹底するための研修会を開催するなどの内部強化を進めます。